

第34回

全国青少年相談研究集会
報告書

複雑化する青少年問題に どう向き合うか

「～「連携」を問い直す～」

平成30年3月

はじめに

本研究集会は、青少年教育関係者をはじめ警察、法務、福祉等、様々な分野で青少年に関わる方々が一同に会し、青少年の多様な問題に関する協議等を通して、それぞれの知見を広げていただくとともに、団体間の連携協力の促進を図ることを目的とし、昭和59年から開催しており、今回で34回目を迎えました。

本研究集会がスタートした昭和59年頃は、校内暴力や少年非行等の問題が顕在化し、これらに対応するため「臨時教育審議会」が設けられ、個性の重視や生涯学習体系への移行等が示されるなど、まさに戦後教育第一のターニングポイントになった時期と考えられます。

さらに、大学全入時代の到来が予測されるようになった平成10年頃から、学級崩壊をはじめとする問題行動の低年齢化、子供たちの体力の長期的な低下等、新たな課題が出てきました。これらの課題の原因の一つに、家庭や地域の教育力低下に伴う子供たちの基本的な生活習慣の乱れや発達段階に即した様々な体験の不足があると考え、当機構では、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「体験の風をおこそう」運動の推進に努めています。

また、昨今は子供たちの貧困が社会問題となっており、子ども食堂や無料学習塾等が全国的に展開されています。当機構においても、経済的に困窮している環境の子供たちが有為の社会人として成長していくため、学力だけでなく、その基盤となる基本的な生活習慣や社会のルールを守る力、頑張る力や協力しあう態度などの社会性を身に付けるきっかけ作りとして、ひとり親家庭等の子供たちを対象とした「生活・自立支援キャンプ」、児童養護施設等を出て大学等で学ぶ学生を対象とした「学生サポーター制度」などに取り組んでいます。

現代の青少年を取り巻く課題は、多様化・複雑化しており、これらに対応していくためには関係機関が連携協力し、地域で支援する体制の構築が不可欠です。

今回の全国青少年相談研究集会は、「複雑化する青少年問題にどう向き合うか～『連携』を問い直す～」をテーマとして、札幌市若者支援総合センター館長である松田考氏の基調講演をはじめ、文部科学省、警察庁からの行政説明、「児童虐待」「インターネットをめぐる問題」「いじめ」「子どもの貧困」「発達障害」の5つの分科会とシンポジウムを実施し、その成果として本報告書を作成いたしました。

本報告書が、青少年相談及び青少年教育に携わる関係者の皆様に広く活用されるよう願っております。

最後に、本研究集会にご協力いただきました講師の先生方、およびご参集いただきました参加者の皆様に深く御礼申し上げます。

平成30年3月

国立青少年教育振興機構理事長 鈴木 みゆき

目 次

はじめに

基調講演

- 「複雑化する青少年問題に向き合うための地域連携」 1
松田 考（公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 若者支援事業課長、札幌市若者支援総合センター 館長）

行政説明

- 「青少年を取り巻く課題」（文部科学省） 9
松林 高樹（文部科学省初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室長）
「ネットを通じた子供の性被害について」（警察庁） 15
松木 秀彰（警察庁生活安全局少年課 少年保護対策室長）
「国立青少年教育振興機構の報告」 21
蓮見 直子（総務企画部調査・広報課長、青少年教育研究センター 企画室長）
藤井 玄（教育事業部企画課長）

第1分科会 【児童虐待】

- 「児童相談所のみならず関係機関が情報共有し連携して活動する態勢の整備
～子どもを守るためのベストの態勢をつくる～」 27
後藤 啓二（弁護士、NPO 法人シクキッズ ー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事）

第2分科会 【インターネットをめぐる問題】

- 「SNS をめぐる青少年問題～知っておきたい対策と相談心得～」 33
大久保 貴世（一般財団法人インターネット協会 主幹研究員）

第3分科会 【いじめ】

- 「いじめ防止対策推進法とチーム学校による未然防止」 39
八並 光俊（東京理科大学理学研究科科学教育専攻・教授、中央教育審議会初等中等教育分科会・臨時委員）

第4分科会 【こどもの貧困】

- 「見えない貧困・共有体験と自尊感情」 45
大宮 美智枝（神奈川県立厚木高等学校 教諭）

第5分科会 【発達障害】

- 「青少年の発達障害支援～注意欠陥多動性障害（ADHD）と
自閉スペクトラム症（ASD）を中心に～」 51
星野 恭子（昌仁醫修会 瀬川記念小児神経学クリニック 理事長）

シンポジウム「複雑化する青少年問題にどう向き合うか ～『連携』を問い直す～」 57

参加者の声 67

<「第34回全国青少年相談研究集会」参加者内訳> 68

「複雑化する青少年問題に向き合うための地域連携」

松田 考

(公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会若者支援事業課長、
札幌市若者支援総合センター 館長)

1. はじめに

私は、勤労青少年ホームで働いていた。昭和 39 年に設立された同ホームは、経済成長著しい当時、若い働き手が必要な都市部に集団就職する子供たちに、仕事が終わった余暇の時間にレクリエーションを行うなど、勤労青少年の福祉に関する事業を行う機関であった。また、全国各地から親元を離れて集まってくる子供たちが悪さをしないよう、非行対策という部分も強く意識されていたようである。

しかし、私が就職した当時は、無料でスポーツができる施設、青少年向け講座を行っているが若い参加者はいないなど、何のために存在しているか分かりにくい施設になっていた。そのため、成果指標が見えず、平成 12 年頃から廃止が検討されてきた。働く職員の肌感覚では、このような交流の場が必要だと思っているが、税金で運営していく価値を上手く説明できなかった。

そこで、元々の青少年の憩いの場としての機能を活かしつつ、成果指標が見えやすい取組として、社会問題化していたニート、ひきこもりへの支援事業を始め、生き残りを図ることとした。現在は、地域若者サポートステーションとして、困難を抱える若者へのキャリア形成支援を行っている。ニート、ひきこもり支援を行えば行うほど、同ホームの設立目的であった青少年の健全育成的機能が、いかにそれを予防的あるいは包括的に支えていたか、青少年の余暇活動の必要性というものに気づいていくということになった。

2. 「Youth+（ユースプラス）」における相談事業

現在は、札幌市若者支援施設（Youth+（ユースプラス））という名前に変わり、所管部局は社会教育の部局から福祉関係の部局に移っている。

Youth+では、自習をしている高校生、時間貸しの有料部屋で演劇の稽古している青年、フードバンクなどからいただいた寄附で提供されるご飯を食べている子供など、様々な光景が同時に見ることができる。また、2階に若者の相談窓口を設け、ニートやひきこもりの相談に対応している。毎月およそ 30 人程度の若者が新規に訪れ、「働きたい」と相談がある。彼らにとって、働くということはアイデンティティーの中核を占める重要なことである。例えば、同窓会などで「今何やってるの。」という質問は、今どんな仕事をしているのかという質問とほぼ同じ意味である。彼らも働きたいという意欲は持っている。しかし、彼らの「働きたい」という言葉は、「働けるようになりたい」ということと同義である。

ある医療機関にかかっている若者が相談に来たとき、「お医者さんはどう言っていますか」と尋ねると、多くの医者は「無理のない範囲で、自分の体調を見ながら働い

ていい」と言っている。しかし、その状態でハローワークに行き、1日4～5時間、週3～4日から、体調に合わせて休みをもらえる職場を検索すると該当箇所は出てこない。ハローワークの人達にとって、それは働けるとは言わないということである。

このように、「働ける」というスタートラインは、医療と雇用の分野で全く異なっており、それぞれのスタートラインの間にいる若者が非常に多い。彼らは、自分が働けるのか、怠けているのか、自分でもわからない。私が家庭訪問をしていた30代の方は、「松田さん、放っておいてください。今から就活しても無理です。でも、見捨てないでください。」と言われたことがある。

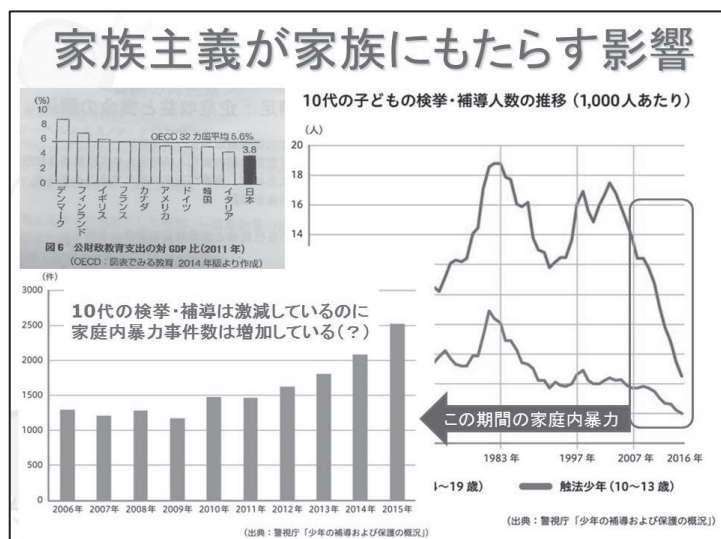
さらに、彼らのような若者が、今まで何も手当てされてこなかったかという、決してそうではない。Youth+に来ることができるとき点で、あるいは私たちに来てくださいと言える時点で多くの問題は解決しているとも言え、本当に大変な人は来ることも会うこともできない。

3. 家族主義が家族にもたらす影響

警視庁が発表している「少年の補導及び保護の概況」では、検挙・補導に該当するような非行事案が激減しているということが明らかになっている。しかし、家庭内暴力は増えている傾向にある。(図1)

また、公財政教育支出の対GDP比のグラフでは、日本、イタリア、韓国が教育予算にそれほど投入していないことがわかる。この3か国は、ひきこもり問題が非常に課題になっているが、その理由としてファミリーの意識が高いことが挙げられる。逆に、アメリカでは、ひきこもりの人はほとんどいないが、同程度の割合でヤングホームレスがいる。日本の親は、子供に自立してほしいがホームレスにさせるわけにはいかない、犯罪者にしてはいけないという意識から、親が我慢して痛みを背負っている。日本のように家族に責任をとらせる社会なのか、アメリカのように自立を求める社会なのか、北欧のように親が断ち切った子供、若者の自立を社会がフォローするかという、3パターンに分かれる。正解があるわけではないが、社会としてどう選択していくのかを考えないといけない。

(図1)



4. 学校における対応の難しさ

日本では、子供の問題行動への対応に関して、家庭と併せて学校に期待が集中している傾向がある。教員は、様々な問題、課題に対して、常に頭を悩ませながら対応している。例えば、不登校の児童生徒への対応として、無理せず休ませましょうというメンタルヘルス的な考え方と、休んだことにより途切れた学習面や人間関係を考えると、少し無理をしてでも登校したほうがよいのではないかという考え方のバランスや葛藤。発達障害の傾向がみられる児童生徒やその保護者へ、診断がつくことで医療や福祉など各方面からの支援が受けられる可能性があると感じながら、それをいつ、どのように伝えると受容してもらえるかという葛藤。卒業というタイムリミットにより、その子供にもう少し関わっていききたいという熱意があっても現実には難しいという環境。その中で、学校と外部機関が連携していくことが非常に重要になってくる。しかし、実際はお互いの間にある壁のドアを上手く開けることができていない。

「教育は無限、教員（教育予算）は有限」という言葉がある。子供たちが困難な状況になればなるほど教育で対応しようとするが、有限な教員、教育予算という資源の間を埋めていくものは何かと考えたとき、それは青少年を学校内外で支えるような外部機関であり、その連携の仕組みづくりが重要ではないかと考えている。法政大学の児美川先生は、著書の中である年の高校入学者が100人いたとして、最終的に59人が人生の中で一度はキャリアが途切れることがあると指摘している。

今の学校におけるキャリア教育は、進学や就職という分かりやすい部分については手厚いが、自身のキャリアが一度途切れた後に、どのように組み立て直していくか、自分自身の人生をどうオーダーメイドデザインしていくかということについては、教えることが難しい。

5. 学校との連携

このような学校の課題に何かできることがないかと感じていた私は、平成17年に近隣の定時制高校に連絡し、何か一緒にできることがないかという非常に漠然とした相談を行った。ある先生は、同校がニートの養成所に近い施設になっているのではないかという危惧を持っており、学校と外部機関の連携を手探りで取り組み始めた。

当時の取組として、進路相談室に机を置き、心配な生徒を授業中に進路相談として連れてきていただき、コミュニケーションをとり、中退したり、卒業後つまずいたりした時にフォローできる体制を作っておくという形であった。

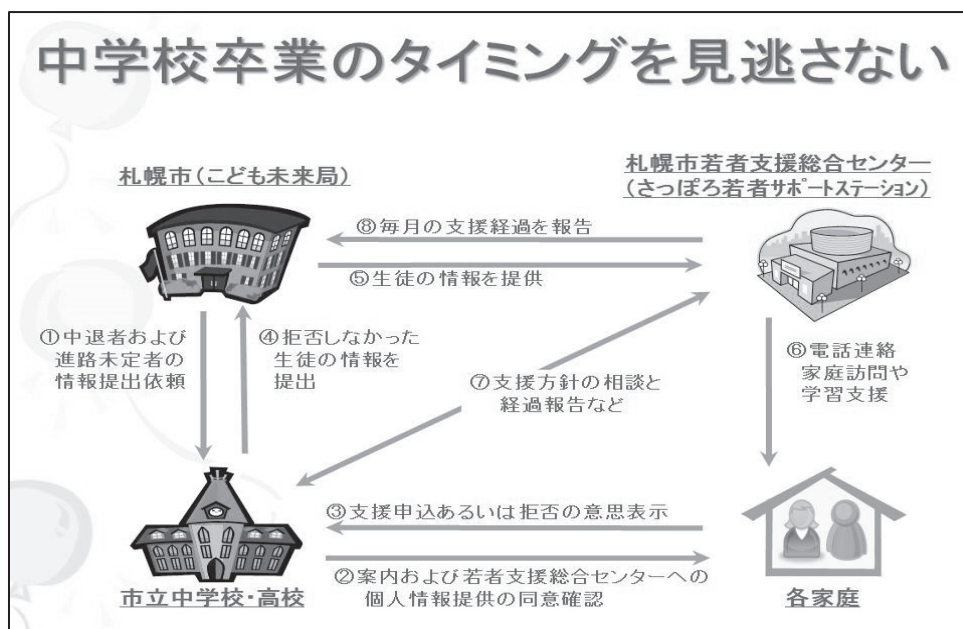
実際に始めると、様々な難しさが見えてきた。彼らは、学校を中退した途端「キョウイク（今日行く場所）」と「キョウヨウ（今日の用事）」を失うということ。日本の社会は、学校に行っている、仕事をしているという前提でデザインされており、学校へ行けなくなると社会からも同時に居場所を失うということ。また、本当に困難さを抱えている子供は学校にも来ていないため、会うことができないということ。支援が必要と思われる人ほど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを知らない、相談に抵抗を持っているということなどである。

そこで、中学校卒業のタイミングが重要と考え、6年前から札幌市子ども未来局長、札幌市教育長の連名による通知を市内の中学校に発出いただくことになった。中学校

卒業後、心配と思われる生徒の情報を当センターに提供いただくよう呼びかけるものであり、それを受けて中学校が各家庭に情報提供の可否の確認を行う。(図2)これにより、年間10件程度の情報をいただき、各家庭へ電話することができた。電話では「月に数回、元気にされているか、体調は大丈夫かお電話させてください」と伝え、卒業後半年程経ち様々な問題が顕在化してきた頃に対応ができています。

その後、現場の先生方から、年度末の受験中に、卒業後の関わりを依頼するのは心苦しいという意見があったため、現在は、夏のスクールカウンセラー面談日などに学校へ訪問している。そのような家庭と顔見知りになり、保護者と連絡先を交換しておくことで、年間30件程度の家庭と繋がることができるようになった。青少年支援、若者支援では、中学3年生の後半をいかにキャッチするかということ、大事にするとよいのではないかと考えている。これらの取組により、自ら相談に訪れる人以外に、多くの困っている若者がいるということを改めて理解できた。

(図2)

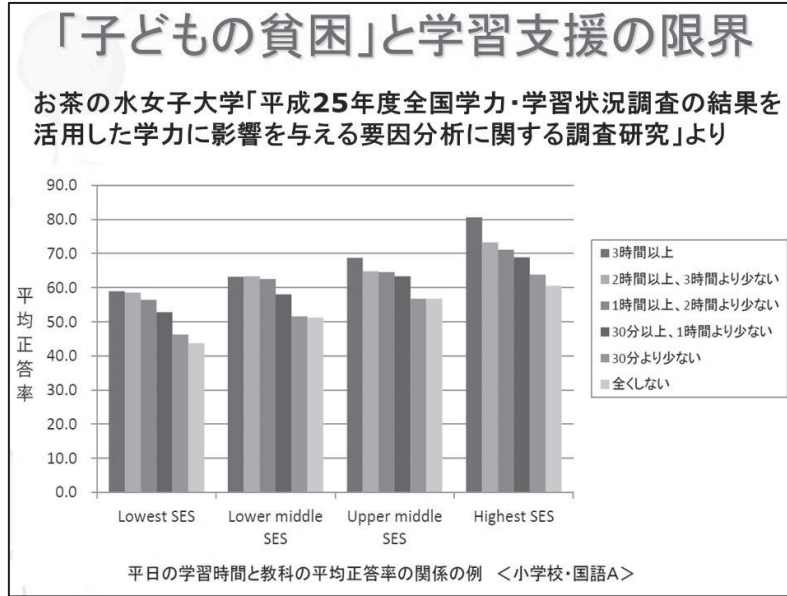


6. 貧困と学力

「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」(図3)によると、Lowest SES にいても1日平均3時間以上勉強する子供は59点ほどの平均正答率となっている。これは、どのような家庭であっても、勉強をすれば成果が出るというポジティブな見方ができる。もう一つの見方として、Lowest SES にいて3時間勉強しても、Highest SES にいて全く勉強をしない子供に平均正答率が及ばない、逆転できていないというネガティブな見方もできる。

(※「家庭の社会的経済的背景(SES)」とは、三つの変数(家庭の所得、父親学歴、母親学歴)を合成し、得点化した尺度のこと。)

(図 3)



7. さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の設立

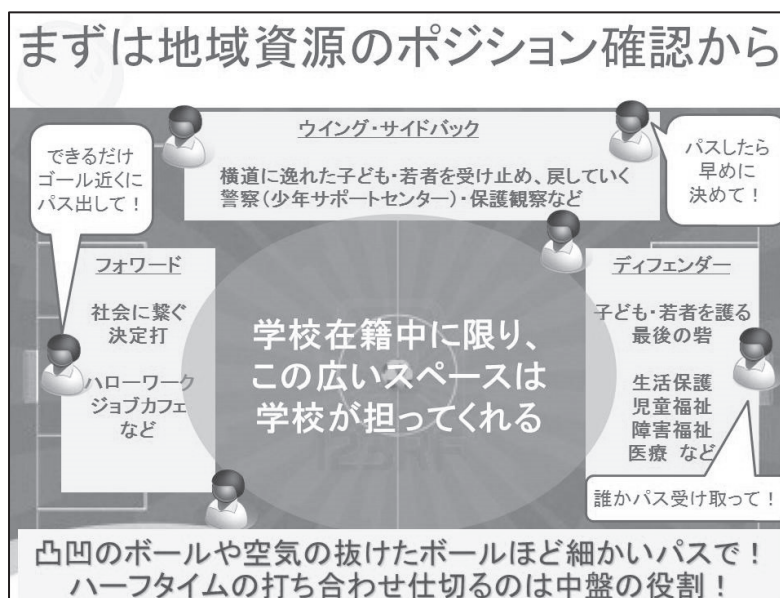
私が出会う子供や保護者には、彼らの言葉に傾聴するだけでは実際の問題は解決しないことが多い。また、彼らは相談先を選択することが非常に不得手である。相談が届いたとき、私たちは「その問題はこちらでは対応できないため、役所の福祉窓口に連絡してほしい」と言ってしまいがちである。しかし、その一言により本当に支援が必要な人たちが埋もれていく現状がある。少しでも関わられた人たちを、ハスの葉のように地続きに、他の機関へつなげられるような仕組みや体制をつくるのが重要である。相談先が当センターではないと言い切れないが、当センターだけで対応するには難しいといった複合的な問題を抱えるケースは多く、そのときに「まずは当センターにお越しくください」と言えるかどうか。そのためには、助けてもらえる専門家が周囲にいないといけない。

そのような連携体制の重要性を痛感していたころ、子ども・若者育成支援推進法ができた。警察、保護観察所、ハローワーク、児童相談所など、あらゆる子供若者にかかわる機関の連携を促進するものであり、私はこの法律に則った「子ども・若者総合相談センター」の役割を欲しいと札幌市に依頼した。様々な機関と連携する上で、このような後ろ盾が無ければ、児童相談所や警察などの公的な機関と情報共有ができないからである。札幌市の場合、地域の支援が途切れがちな若者への問題意識があったこと、ボトムアップ型で協議会が設立されたことにより、形式だけの協議会ではなく実際に機能する協議会を作ることができた。

8. 子供若者支援をサッカーに例える

ディフェンダーは医療・福祉、ウイング・サイドバックは横道からそれていくボールを食いとめる警察や保護観察所、フォワードは就労、社会につなげていくハローワークなどに例えられる。(図 4)

(図 4)



ディフェンダーは常に悲鳴を上げており、自身のみでクライアントを抱えることは大変なため「働いてきていいですよ」と適当にボールを前に蹴る。フォワードは、自分たちに届くパスが丁寧ではないため、シュート（就労）につながらない。就活が上手くいかず横道にそれた場合は、警察や保護観察所が対応する。そこでも、立ち直り支援としてフォワードにパスを出すのが、やはり上手くいかない。

義務教育期間中は、学校というミッドフィルダーがいることで、一時保護の期間以外その子供に関わることができるが、卒業というタイムリミットがある。そこで、学校卒業後にその役割を担うはずの機関が、10年前前に登場した地域若者サポートステーションである。しかし、この機関は所管部局が就労支援の予算で行っているため、就労につながる部分でしか評価されない。ディフェンスからどんなパスを受け取ったかではなく、どれだけアシストしたか。シュートを打ってはいけませんが、ラストパスを出して点をとらせなさいという指導になっている。

そこで、ボランチというポジションが重要になってくる。ボランチは、真ん中のやや後ろに配置され、ただ単にボールを前に蹴るのではなく、一旦ボールを受けとめ、少しキープしながらためをつくり、様子を見ることができる。このボランチが若者支援では非常に大切である。しかし、これは成果指標がない。どれだけ就労したかといった分かりやすい成果指標がないため、ただの遊びにみえることもある。ただし、この役割が地域にあるかどうかで状況が大きく変わってくる。

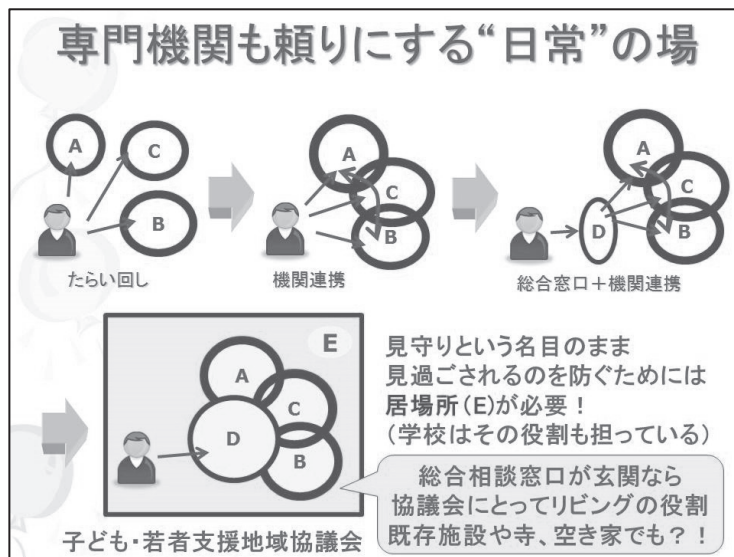
これまでは、不登校対策会議など、ポジションごとに話し合いが行われてきたが、全てのポジションの人たちがパスをつなぎやすくするための集まりが重要であり、そこには全ポジションに精通している人がいないといけない。

パスの精度を上げたことで、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会には就労支援機関からのバックパスが圧倒的に増えた。また、そのバックパスを受け取った後に、福祉や病院に行ってくださいというアドバイスではなく、週に数回 4～5 時間程度など、本人なりに働けるところへつなげることができるようになった。

9. 日常の居場所の大切さ

相談に来る若者に最も必要な物は、「居場所」だと考えている。専門家から、「少し様子を見ましょう」と話があるときは、「基本的にここで今できることはないので、保護者の方よろしくお願いします」と言われていることに近い。そのときに、特に目的がなくてもふらっと行けて、そこに行けば人との出会いがあり、学びがあり、相談ができる、というような場所が必要ではないかと思っている。(図5)

(図5)



私は3つのHを若者から無くしたいと考えている。3つのHとは、暇、腹ぺこ、ひとりぼっちである。例えば、ひきこもり専門の相談室ではないが行けば何か暇が紛れる、そこは貧困の子供だけのごはん屋さんではないが、行けば何かごはんを食べることができるというように、そこに行けば誰かいるかもしれないという期待を持って、そこに人が集まる場所を増やしていきたい。

私たちは、フードバンクでもらったパンが余っているから皆で食べようと、キッチンカーをリースして公園に行くことがある。中高生世代は、子ども食堂は「子ども」という名前がついているため行くことに抵抗がある。また、実施する際は、地域の警察の少年サポートセンターや教育委員会に連絡し話を通しておくことで、警察が巡回中に声をかけてくれたり、先生方も応援してくれる。そして、彼らとの関わりの中で知った情報を、学校などにフィードバックするといった取組を行っている。

10. 育ちの三圏分立

海外の専門家と話すと、「今の自分の価値観を形づくるものは何ですか。思春期のときに、あなたはどんな日々を過ごして、今のあなたがつくられましたか。」という質問をされる。そのとき、部活に打ち込んだ、バイトに明け暮れたなど、余暇や夕方方の時間を思い浮かべる人が非常に多いのではないかと。生活力や基礎的な学力など最低限の土台は家や学校で養われるが、自分らしさや自主性は余暇の時間や放課後などに養われるということだろう。図6のように、家、学校、余暇活動の3つがバランスよく成り立っていることが理想である。日本の場合、家が小さくなれば、同時に余暇

活動も小さくなる。海外では、逆に家や学校が小さくなれば、余暇活動が保障されるように大きくなる。この3点が共倒れにならない関係でできているかが重要であり、そのためには成果主義で予算が削られて廃れていく青少年活動が大事な役割を担っている。

(図6)



例えば、学校の中のサードプレイスとして、居場所カフェを作っている。図6の考え方でいえば、学校に行けない子供にとっては共倒れになる可能性はあるが、学校の中でつらい思いをしている子供が、学校の中に居場所をつくることができるという良い点がある。

日常における余暇活動を大きくしていくためには、ユースワーカーという職業が重要になってくる。悩み事はカウンセラー、困り事はソーシャルワーカー、仕事はキャリアコンサルタントというように、相談場所がたらい回しではなく、まずは全てを丸ごと受けとめてくれる人が「ユースワーカー」である。ヨーロッパでは、教員養成課程のようにユースワーカー養成課程がある。日本にも、青少年を育てるスペシャリストとして、学校の先生以外の職業が選べる世の中になることを願っている。

11. おわりに

ひきこもり支援や貧困対策としてだけでなく、都会に出ていけず就労に困っている若者や、都会の仕事に疲れている母子・父子家庭など、今困っている人たちを地域で支える環境が整っているのかどうかは、そこに仕事や居場所があるかどうかである。その意味で、日本における少子化問題や、地域活性化などにみられる課題には、青少年活動の活性化によって貢献できる部分もあるのではないかと。全ての子供、若者が「地元」を持てるようこれからも取り組んでいきたい。

● 行政説明 I ●

「青少年を取り巻く課題」

松林 高樹

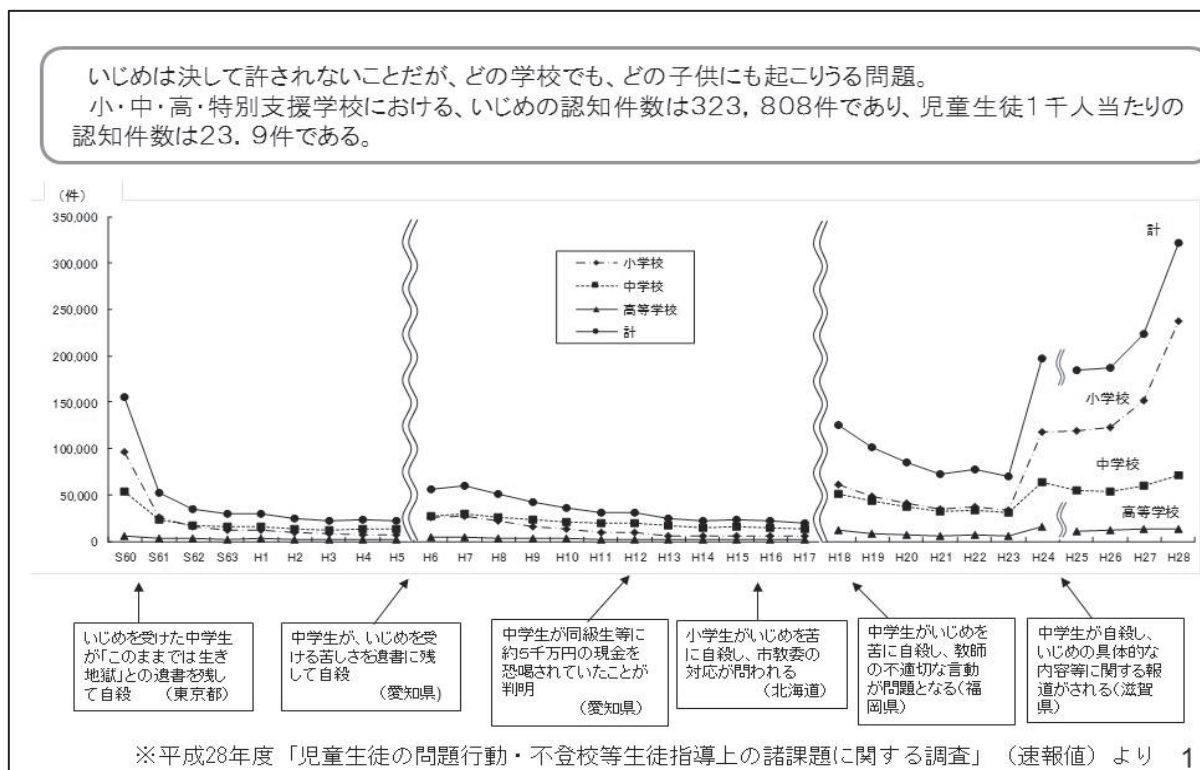
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室長)

1. いじめについて

平成 24 年に発生した滋賀県大津市のいじめ自殺事案を契機とし、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する必要があるとしていじめ防止対策推進法が制定された。同法を受けて、いじめの防止等のための基本方針や重大事態の調査に関するガイドラインを策定し、いじめ問題に取り組んでいる。同法においては、いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

いじめはどこにでも起こり得るものという認識の下、初期段階で認知することが非常に重要だと考えている。平成 28 年には、小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数がおよそ 32 万件となり、過去最多を更新した。（図 1）これは、各学校がいじめの対応に積極的に取り組み、いじめを早期に認知するようになったことと捉えている。

(図 1)



いじめ防止対策推進法では、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいじめの重大事態として、第三者調査委員会を設置するなどして、再発防止のため、事実関係を明確にする調査を実施しなければいけない旨定められている。「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）によれば、全国で400件のいじめ重大事態が起きている。

2. 自殺について

日本の人口当たりの自殺率は他の先進国と比較して高い水準にあり、自殺対策は社会全体の課題となっている。現在、国を挙げて自殺対策を進めており、近年の自殺者数は減少してきている一方、小中学生、高校生の自殺は依然高止まりしており、年間100人前後の中学生、200人前後の高校生の自殺が起きている。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、「学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努める」こととされており、学校における教育・啓発の努力義務に関する規定が置かれている。

(図2)教育・啓発を進めるにあたっては、文部科学省作成冊子「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」を活用することや、自殺予防教育を実施する際は、実施前に関係者間で合意を形成しておくなど、適切な前提条件を整えた上で行うことに留意したい。

(図2)

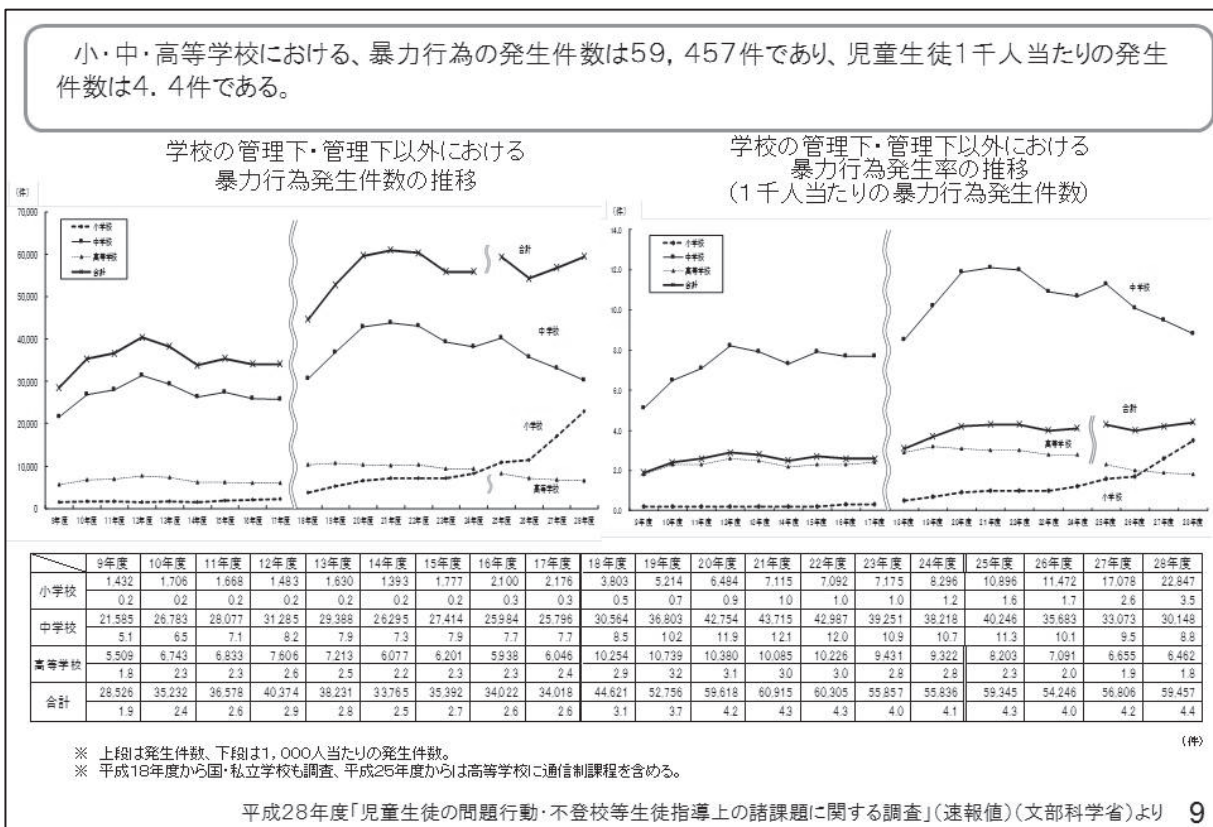
◆自殺総合対策における当面の重点施策<ポイント>					
●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※下線は旧大綱からの主な変更点					
<p>1. 地域レベルの実践的取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自殺対策プロファイル、地域自殺対策の取組ガイドラインの作成 地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 地域自殺対策推進センターへの支援 自殺対策の専任職員配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施 (SOSの出し方に関する教育の推進) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(新着自殺研究推進プログラム) 先進的な取組に関する情報の収集・整理・提供 子ども・若者の自殺調査 オンライン施設形成等による自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療等に関する専門職などを養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進 自殺対策の連携調整を担う人材の養成 かかりつけ医の資質向上 教職員に対する普及啓発 地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ケアマネジャーの養成 家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支える環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 地域における心の健康づくりの推進体制の整備 学校における心の健康づくり推進体制の整備 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT(インターネットやSNS等)の活用 ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 妊産婦への支援の充実 相談の多様な手段の確保 アウリーチの強化 関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 居場所づくりとの連携による支援 家族等の身近な支援者に対する支援 学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 渡された人への支援を充実させる</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族の自助グループ等の運営支援 学校、職場等での事後対応の促進 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上 遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体の人材育成に対する支援 地域における連携体制の確立 民間団体の相談事業に対する支援 民間団体の先駆的・試行的取組や自発多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを苦にした子どもの自殺の予防 学生・生徒への支援充実 SOSの出し方に関する教育の推進 子どもへの支援の充実 若者への支援の充実 若者の特性に応じた支援の充実 知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ハラスメント防止対策

また、平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、SOS の出し方に関する教育を促進することや、医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育を推進することなどが新たに追加されている。

3. 暴力行為について

文部科学省では「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施しており、平成 28 年度速報値の結果では「学校の管理下・管理下以外における暴力行為発生率（1 千人当たりの暴力行為発生件数）」において、小学校での暴力行為が上昇している。（図 3）教育委員会への聞き取り等によれば、小学校低学年を中心に、感情のコントロールがうまくできない児童が手が出てしまうという事例がみられる。

（図 3）



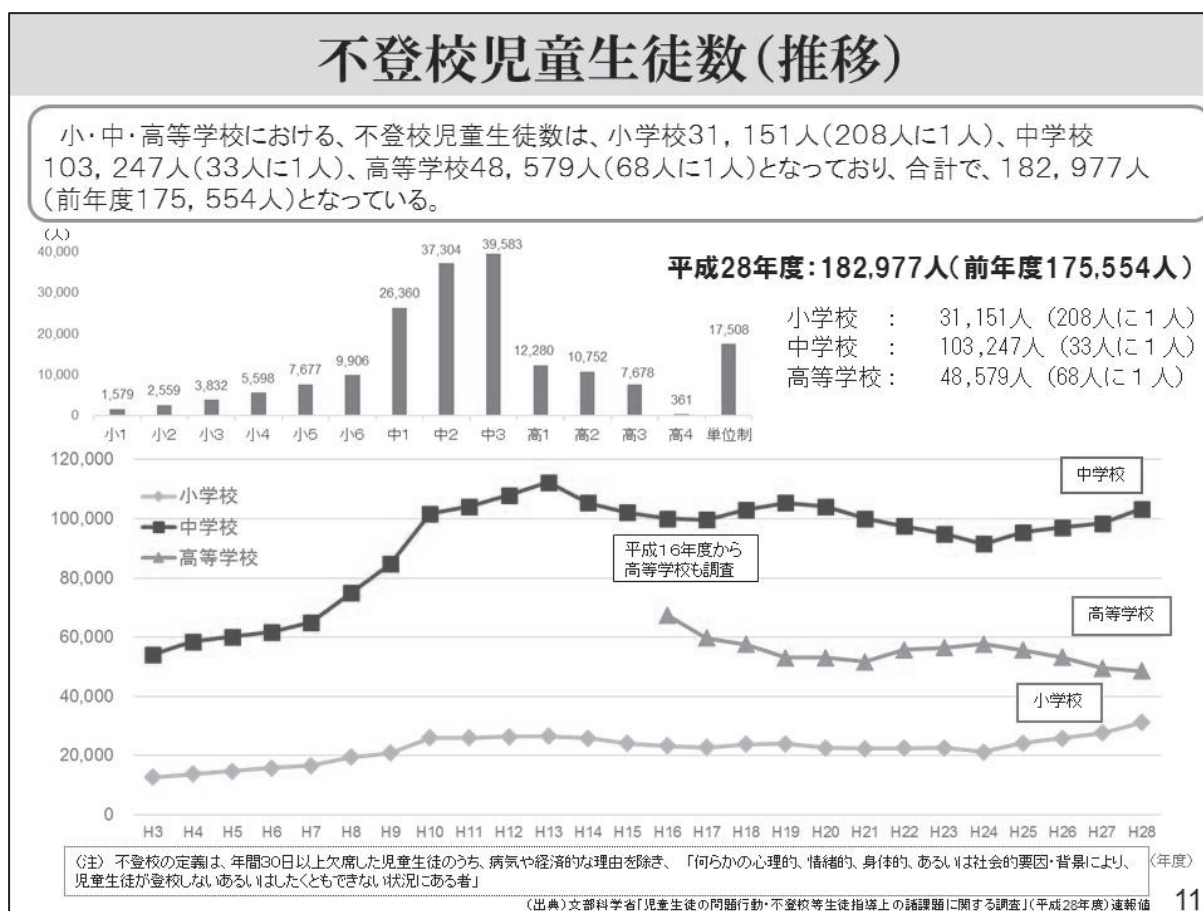
4. 児童虐待について

文部科学省としては、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人からみて主観的に児童虐待があったと思われる場合は、通告義務が生じること、また、こうした通告により刑事上、民事上の責任を問われることは想定されない旨などを都道府県教育委員会などへ通知している。児童虐待と思われる場合は、学校だけで判断せず、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して保護者等への対応を図るとともに、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めていただきたい。

5. 不登校について

平成28年度調査（速報値）によれば、不登校児童生徒数は、小学校31,151人（208人に1人）、中学校103,247人（33人に1人）、高等学校48,579人（68人に1人）となっており、義務教育段階では増加傾向にある。（図4）

（図4）



不登校児童生徒に対する支援の最終目標は、将来の社会的自立を目指すことであり、学校は、多様化・複雑化する不登校児童生徒の要因・背景を的確に把握することが重要である。また、関係機関との「横」の連携を進めるとともに、学校間の「縦」の連携を行うことで、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の実現を目指すことが重要である。

また、文部科学省では、例えば、教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすとき、校長は指導要録上「出席扱い」にできることとするなど、様々な施策を行っている。

平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校児童生徒に対する教育機会の確保のため、不登校児童生徒が行う多様な学習活動や安心して教育を受けられる学校環境の整備などを理念として、必要な措置を講じるよう義務付けている。（図5）

(図 5)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） (平成29年3月31日 文部科学大臣決定)	
1. 教育機会の確保等に関する基本的事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状 ○ 基本指針の位置付け ○ 基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等 ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等 ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要 ・ 夜間中等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要 ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施 	
2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項	3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力あるより良い学校づくり ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施 ○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進 ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等 ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等 ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間中等等の設置の促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置の促進 <ul style="list-style-type: none"> ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進 ・ 既設の夜間中等等における教育活動の充実 ・ 自主夜間中学に係る取組 ○ 夜間中等等における多様な生徒の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る
4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○ 調査研究等 <li style="width: 50%;">○ 国民の理解の増進 <li style="width: 50%;">○ 人材の確保等 <li style="width: 50%;">○ 教材の提供その他の <li style="width: 50%;">○ 相談体制等の整備 <li style="width: 50%;">○ 学習支援 	
22	

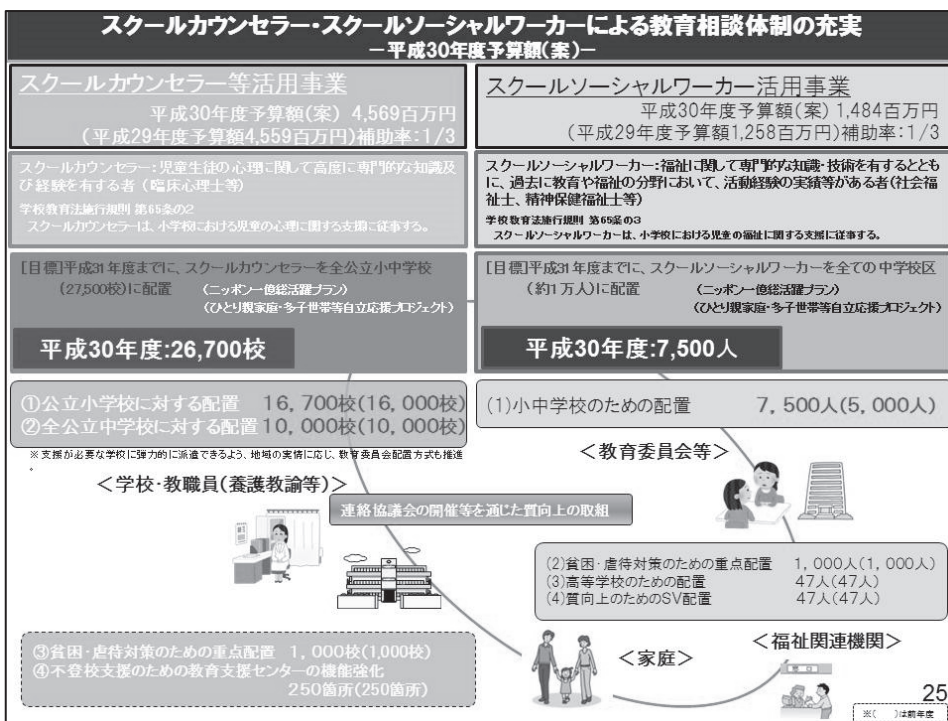
文部科学省は、平成 28 年 3 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定し、不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、情報把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援を推進することとしている。

また、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のため、不登校特例校や教育支援センターの設置促進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の重要性を踏まえた支援の充実などを明記している。

6. 相談体制の充実について

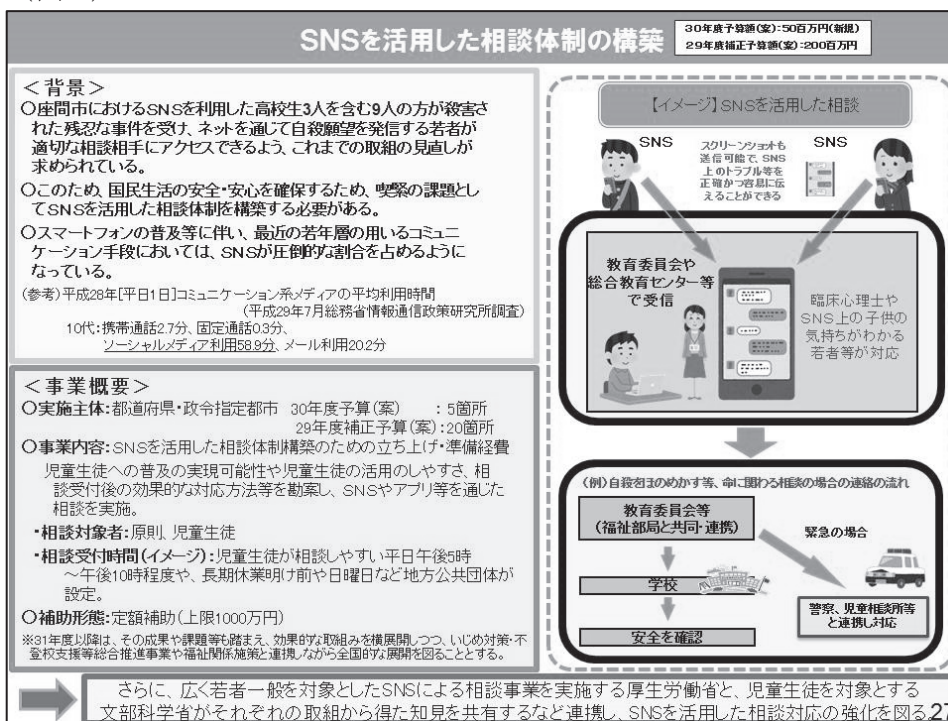
いじめや不登校の背景には心の問題、家庭環境の問題等が混在することから、生徒指導の中核を担う教員をバックアップできる体制の整備が必要であり、臨床心理士等の資格を有する子供の心理的なサポート、カウンセリングを行うスクールカウンセラー、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する、福祉機関などとの連携を行うスクールソーシャルワーカーを配置しており、更なる拡充を目指している。(図 6) 目標として、平成 31 年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校へ配置、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に配置することとしている。

(図 6)



子供たちが全国どこからでも24時間無料で相談できる子供SOSダイヤルを設置しているが、これに加え、平成30年からSNSを活用した相談体制の構築に向けた取組を進めている。(図7) SNSやアプリなどから児童生徒が悩み相談を気軽にできるような体制をつくるとともに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNSを活用した相談対応の強化を図ることとしている。

(図 7)



● 行政説明Ⅱ ●

「ネットを通じた子供の性被害について」

松木 秀彰

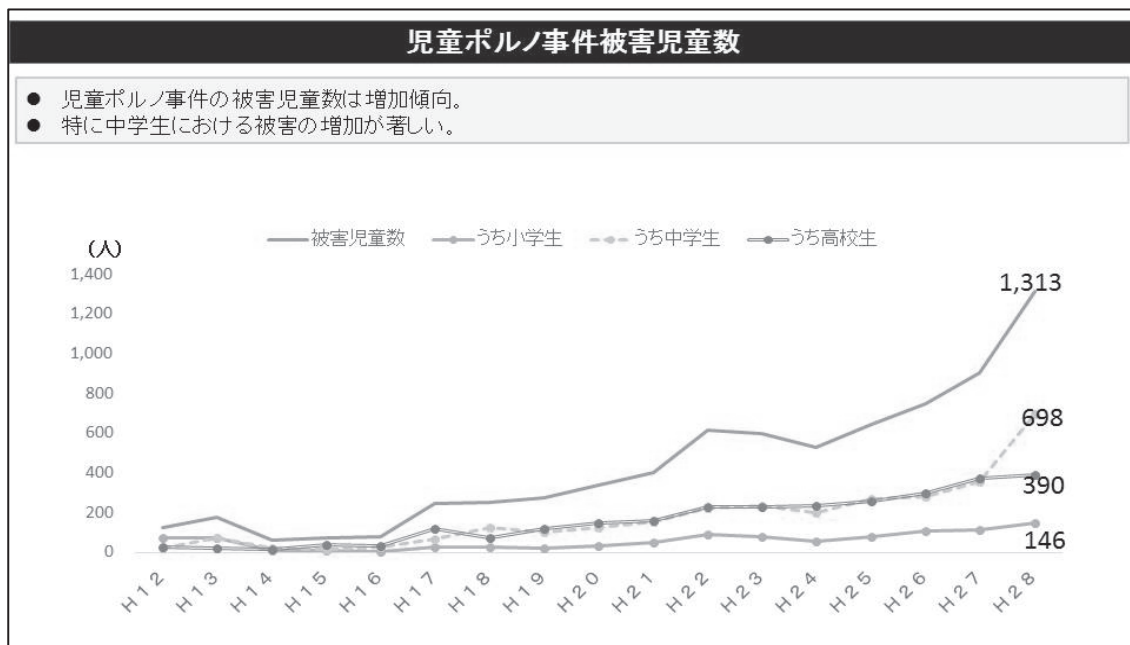
(警察庁生活安全局少年課 少年保護対策室長)

1. 児童ポルノ、自画撮り被害の状況について

警察庁の統計によると、少年が犯罪を行う、あるいは犯罪の被害にあう件数は減少傾向にあるが、児童ポルノ被害は年々増加している。平成 28 年の児童ポルノ事件被害児童数は 1,313 人であり、中学生が一番多く 698 人、次いで高校生 390 人、小学生 146 人と、非常に由々しき事態となっている。(図 1)

特に、最も多い児童ポルノ被害は、自画撮り被害である。上記 1,313 人のうち自画撮り被害が 36.6%、盗撮被害が 32.4%となっており、この 2 つで全体のおよそ 3 分の 2 を占めている。自画撮り被害とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害である。自画撮り被害児童は、平成 24 年以降 4 年連続で増加しており、その 7 割強がスマートフォンを使用してコミュニティサイト (SNS など) にアクセスしたことから被害にあっている。また、同被害児童の半数以上は中学生となっており、その多くが面識がなく、インターネット上でしかやりとりしたことがない人からの要求により画像を送っている。

(図 1)



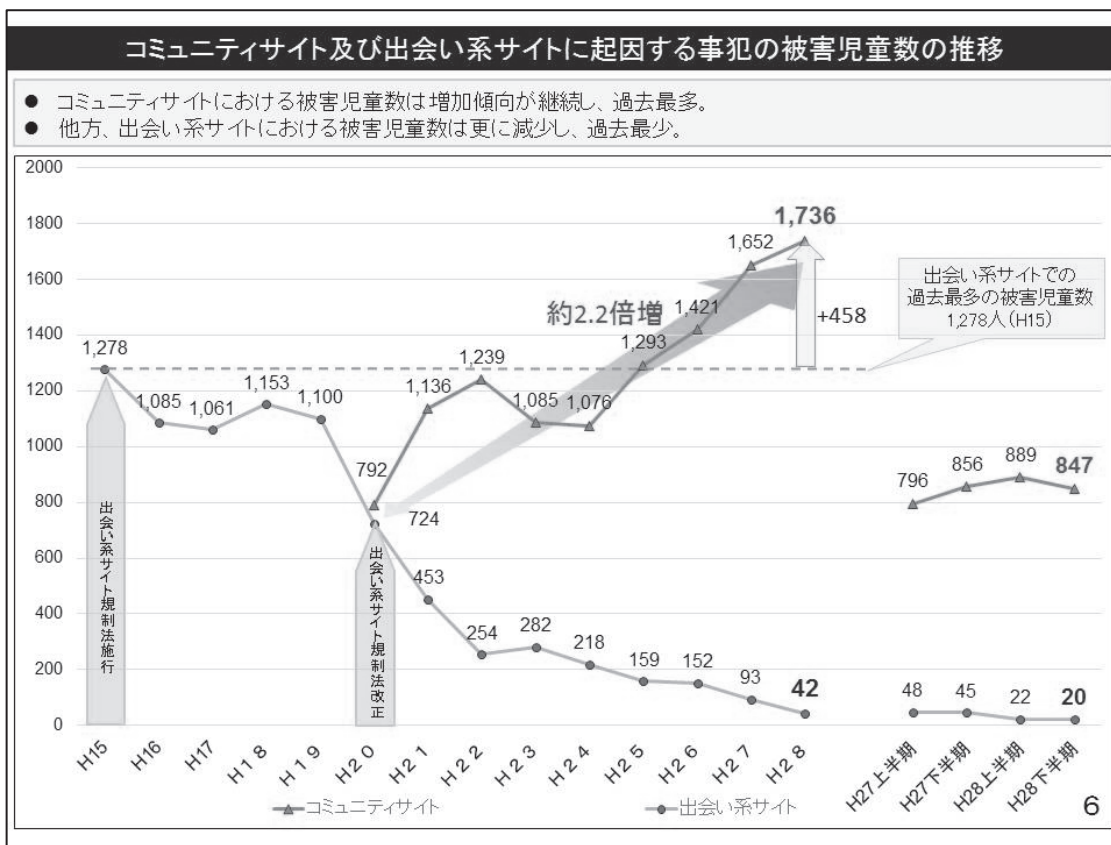
2. インターネットに起因する犯罪被害

警察庁の統計では、コミュニティサイトにおける被害児童数は増加傾向にあり、平成 28 年に過去最高を記録している。一方、出会い系サイトにおける被害児童数は減少傾向にあり、平成 28 年には過去最少となっており、インターネットに起因する犯罪被害の態様が

変化してきていることが読み取れる。(図2)平成20年頃からスマートフォンが日本で販売され、普及するにつれ、コミュニティサイトにおける被害が増えている状況にある。

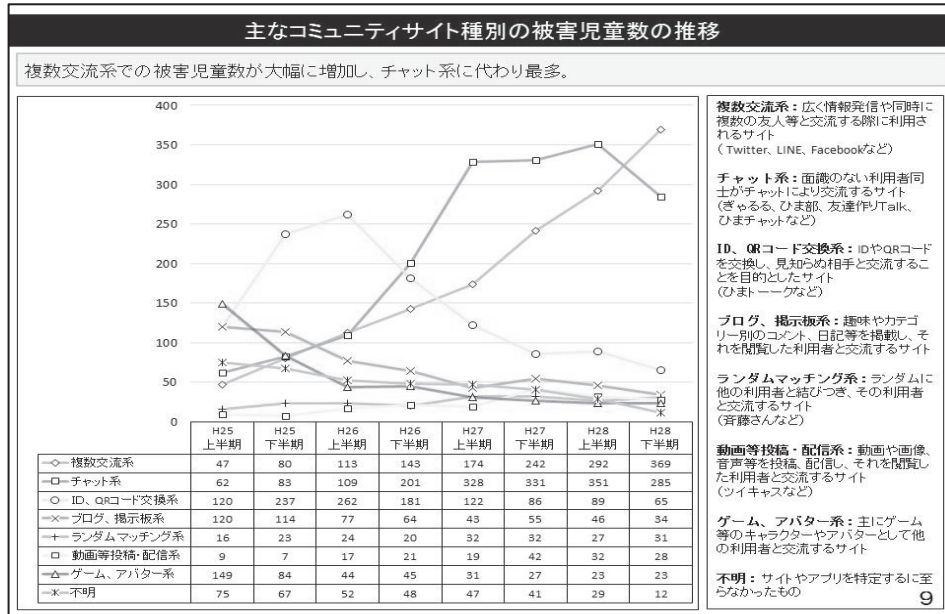
同被害では、およそ4割が援助交際と呼ばれる被害である。児童ポルノ被害と異なる点として、高校生が最も被害にあっていることが挙げられる。しかし、小学生の被害もあり、平成28年には9歳の児童が被害にあうなど、被害の低年齢化も進んでいる。

(図2)



主なコミュニティサイト種別の被害児童数では、複数交流系と呼ばれるツイッターやLINE、フェイスブックなどのSNSによる被害が最も多く、近年大幅な増加となっている。次に多いのは、チャット系と呼ばれる面識のない利用者同士がチャットにより交流するサイトで、ぎゃるるといったアプリがこれにあたる。数は少ないが、ゲーム等のキャラクターやアバターとして、他の利用者と交流するサイトによる被害がある。(図3) また、これらの被害の9割が、スマートフォンの利用であることも注意いただきたい。

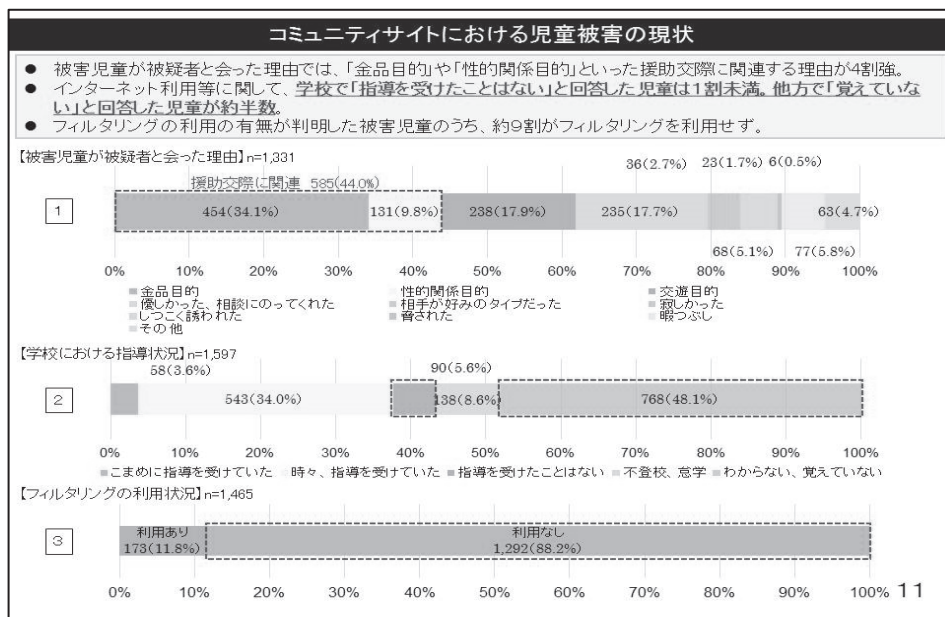
(図 3)



コミュニティサイトにおける被害児童及びその保護者にアンケート調査を行った結果によると、学校において「指導を受けたことはない」と答えた被害児童は少ないが、「わからない、覚えていない」と答えた被害児童が約半数となっている。(図 4) 情報モラル教育は各学校で行われているはずだが、それをどのように児童の印象に残るように教えるかということが課題と思われる。

また、被害児童のフィルタリングの利用状況として、約 10% 程度の児童しか利用していなかった。内閣府の青少年に関する調査では、スマートフォンを利用している青少年のおよそ 4 割がフィルタリングをかけているという結果が出ており、被害児童と開きがある。このことから、被害を減らすためにはフィルタリングをかけておくことが重要であることが読み取れる。

(図 4)



3. 被害実態

なぜ児童は被害にあってしまうのか。きっかけは、児童自身の SNS への書き込みにより、面識のない人と知り合うケースが多い。児童が積極的に援助交際を募集する際の書き込み例として、「〇〇住み。JK（女子高校生の意味）3」、「家出先を探しています。」などがある。また、「〇〇県、中学〇年生、〇〇（音楽グループ名）が好き、〇〇（部活名）やっています。」といった児童の通常書き込みに、加害者が中高生になりすまして接触するといった形がある。

以下は、被害にあうきっかけとなった SNS のタイプと接触態様である。フィルタリングをかけずにアプリのダウンロードを児童に任せると、このような形で様々な人と意図せず接触する可能性があり、非常に危険である。

- ・ ランダムマッチング型（ログイン中の利用者から無作為に選ばれた相手とチャットをすることができるもの）
- ・ 動画配信型（動画の配信者に対し、視聴者がリアルタイムでコメントの投稿ができるもの）
- ・ GPS 連動型（スマートフォンに搭載された GPS の位置情報が近い相手とチャットをすることができるもの）
- ・ オンラインゲーム（ゲームに参加するプレイヤーやアバターの間で、交流することができるもの）

子供がなぜ自撮り写真を送ってしまうのかという疑問があるが、実態は巧妙化している。各手口については以下のように分類できる。多く被害が出ているのは「複合型」であり、様々な手口が複数組み合わせられると、児童だけでは対処が難しく、多数の被害者が出ることもある。

- ・ 脅迫型（「連絡先と顔写真をばらまく」と脅して裸の写真を送信させる。）
 - ※ 要求する画像を顔写真 ⇒ 服を着た写真 ⇒ 下着姿の写真 ⇒ 裸の写真、と徐々にエスカレートさせる。
- ・ 甘言型（「かわいいよ」「好きだよ」などと甘言をろうし、「裸の写真が見たい。」等と言って写真を送らせる。）
 - ※ 仲の良い相手に嫌われたくないという心理に付けこむ。
- ・ 対償供与型（対価の例：アイドルグループのコンサートチケット、LINE のスタンプなど）
- ・ なりすまし型（イケメンモデルになりすます、芸能関係者になりすます、子供と同姓で年齢の近い人物になりすます、など）
- ・ 複合型（なりすまし＋脅迫など）
 - ※ 子供と同姓の年齢の近い人物になりすます ⇒ 顔写真を送らせる ⇒ 上半身裸の写真を送らせる ⇒ 写真をばらまくと脅して更に裸の写真を送らせる

実際に起きた被害の事例について紹介する。

○女子中学生らに対する児童ポルノ製造事件（北海道）

平成 27 年 5 月から平成 28 年 1 月までの間、公務員の男（46 歳）は、男性モデルの写真を使い、偽名で男子大学生になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子中学生（当時 14 歳）ら 6 人に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。平成 28 年 7 月までに、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

○女子小学生に対する児童ポルノ製造事件（兵庫）

平成 28 年 2 月、会社員の男（34 歳）は、女子中学生になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子小学生（当時 12 歳）に、悩みを相談するなどして年齢の近い同性と誤信させ、同女兒に裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。同年 4 月、男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

4. 対応のお願い

犯罪の手口は複雑化しており、具体的な手口を伝えていくことが重要である。家庭や学校において、以下を参考に対応を行っていただきたい。

(1) フィルタリングを利用する

- ・ 子供が安全にインターネットを利用できるよう、以下の 3 つのフィルタリングを販売店でかけてもらう。
 - 1 携帯電話回線による接続
 - 2 無線 LAN 回線による接続
 - 3 アプリによる接続
- ・ 子供にせがまれても安易にフィルタリングを解除しないようにする。

(2) スマホ利用のルールを家庭で作る

- ・ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- ・ 個人を特定される情報を書き込まない。
- ・ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- ・ 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
など、子供と話し合っってルールを作る。

(3) 被害を発見したらすぐに警察に相談する

- ・ 裸の画像を送信させられた場合、いかに早く加害者から画像を回収するかが重要となる。子供からの相談などで被害を把握したら、すぐに警察に連絡をお願いしたい。
- ・ 被害の相談は子供にとって勇気が必要なこと（大人に隠れて悪いことをしたという罪悪感があるため）。子供からシグナルが出たら確実にキャッチすることをお願いしたい。
- ・ 警察では、子供や保護者からの相談を電話又はメールで受け付けている。
- ・ 各都道府県警察の相談窓口については、下記 URL から検索いただきたい。

(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>)

(4) 情報モラル教育を徹底する

- ・ インターネットを用いて、子供自身が加害者（いじめや著作権法違反など）にも被

害者（自撮り送信や児童買春など）にもならないよう、指導してほしい。指導に当たっては、具体的な手口や被害など、わかりやすい事例を示すのが効果的である。

- ・ 警察庁で「インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発 DVD」を作成し、動画を警察協会の HP で公開している。ぜひ活用していただきたい。

(<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>)

(5) 教員として必要な知識を得る

- ・ 子供が受ける被害は多様化・深刻化している。関係省庁、国民生活センター、新聞社などのサイトで必要な知識を得ることができるため、こうしたサイトを活用して知識習得に努めてほしい。
- ・ (4) で紹介した警察庁作成動画は、今の時代の典型的な犯罪被害や非行の事例を題材にして作成しているため、ぜひご覧いただきたい。

● 行政説明Ⅲ ●

「国立青少年教育振興機構の報告」

蓮見 直子

(総務企画部調査・広報課長、青少年教育研究センター企画室長)

藤井 玄

(教育事業部企画課長)

1. 国立青少年教育振興機構における調査研究について

当機構では、調査研究機能の充実を図るべく、平成 23 年 4 月に青少年教育研究センターを新設した。現在、センター長 1 名、副センター長 1 名、常勤研究員 2 名、客員研究員 7 名、計 11 名の体制で調査研究を行っている。

本センターは、青少年教育の基礎的、専門的な調査研究のほか、調査研究の成果を広く周知し、活用していただくため、研究紀要の作成、報告書や調査データのホームページへの公開を行っている。また、国立オリンピック記念青少年総合センター内には、7 万冊の蔵書を有する青少年教育情報センターがあり、青少年に関する資料の公開などを行っている。

2. 最近の主な調査結果の紹介

(1) 「高校生の勉強と生活に関する意識調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-」

本調査は日本の高校生の学習意識、ICT（情報通信技術）の活用や学校生活の実態、将来への展望などを把握すること、また、米国、中国、韓国と比較して、日本の特徴や課題を分析し、青少年の教育の向上に資する基礎データを提示することを目的に実施している。過去、財団法人日本青少年研究所が実施していた調査を、平成 25 年度から当研究センターで引き継ぎ、実施しているものである。今回は、科学、生活と意識、安全、勉強と生活の 4 つをテーマとし、日本の高校生の勉強と生活に関する意識を他国と比較した。

※調査の詳細は、以下参照

(http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/114/)

調査結果から、日本の高校生の特徴として次の点が挙げられる。

- ① 「一夜漬け」が多い
- ② 受け身的な授業が中心となっている
- ③ 勉強の態度が消極的である
- ④ ICT（情報通信技術）の活用が少ない
- ⑤ 体験学習が少ない
- ⑥ 控えめな人生目標

上記、③勉強に対する姿勢、⑥将来への意識から、日本の高校生は欲望が少ないということが言えるのではないかと。若者の欲望の低下が、日本の社会を停滞させている一つの要因であるとする研究者もおり、若者の意欲、欲望をいかに引き出すかが、これからの大きな課題であると分析している。（図 1、2）

(図 1)

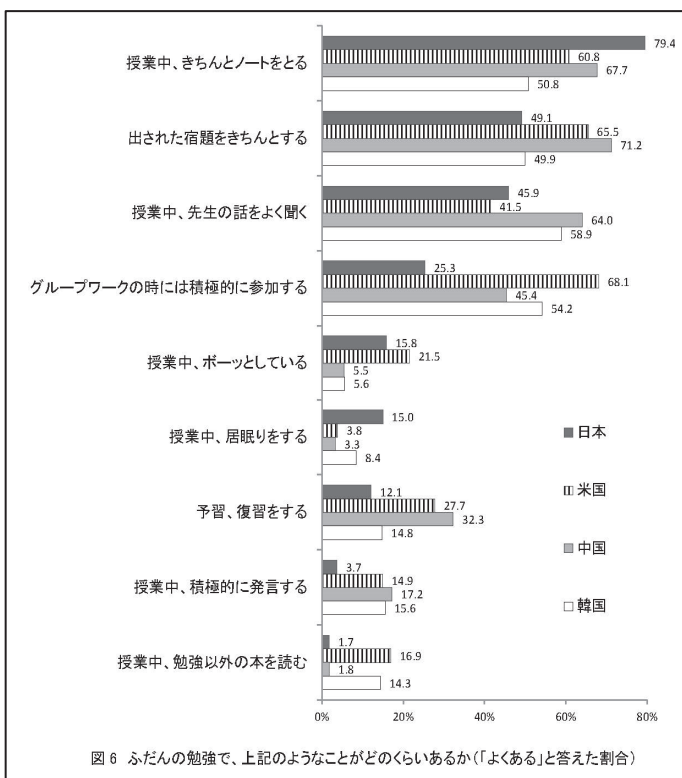


図 6 ふだんの勉強で、上記のようなことがどのくらいあるか(「よくある」と答えた割合)

(図 2)

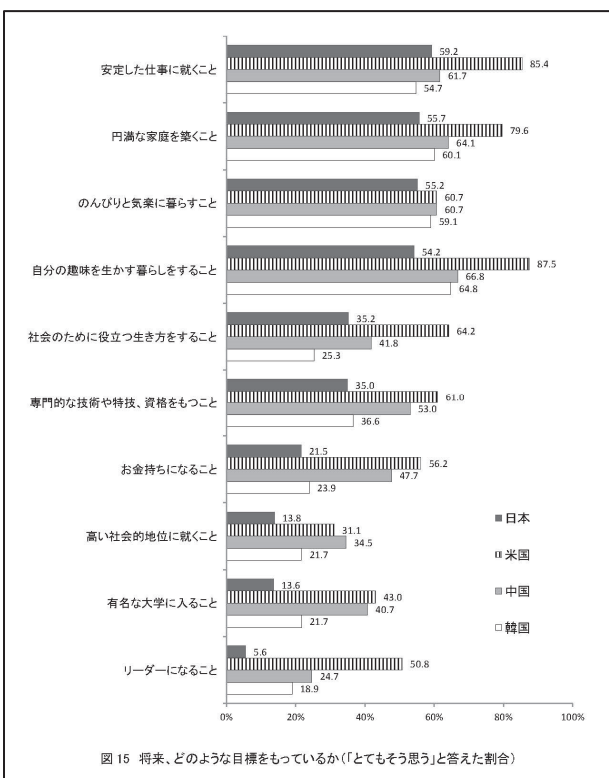


図 15 将来、どのような目標をもっているか(「とてもそう思う」と答えた割合)

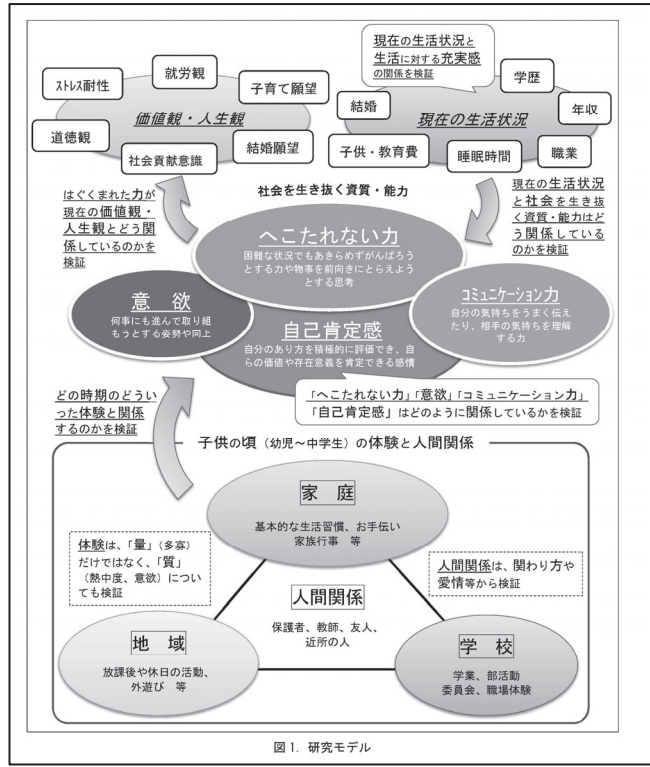
(2) 「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」

当機構では、青少年の発達段階に応じた適切かつ効果的な体験活動の推進に資するため、平成 28 年 7 月に「体験カリキュラムに関する調査研究会」(座長：明石要一)を設置し、青少年の人間形成においてどの時期にどのような体験をすることが重要になるのかを明らかにする調査研究を行っている。

本研究は、日本の青少年の自己肯定感が諸外国に比べ低いと指摘されていることを踏まえ、子供の頃の体験と自己肯定感、今の青少年に求められるへこたれない力、意欲、コミュニケーション力との関係を検討し、これを高める体験活動の在り方を提案することを目的とした。(図 3)

※調査の詳細は、以下参照。
http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/117/

(図 3)



【調査結果】（結果の概要一部抜粋）

- ・ 「家族行事」（家庭）、「友だちとの外遊び」（地域）、「委員会活動・部活動」（学校）を多くしていた人ほど、社会を生き抜く資質・能力が高い傾向がある。
- ・ 「お手伝いや家族行事といった体験が多く、家族との愛情や絆を強く感じていた人」や「外遊びを多くし、遊びに熱中していた人」ほど、社会を生き抜く資質・能力が高い傾向がある。
- ・ 子供の頃、家庭の教育的・経済的条件に恵まれなかった人でも、「親や近所の人に厳しく叱られた経験が少なく、褒められた経験」が多かった人、「家族でスポーツしたり自然の中で遊んだこと」や「友だちと外遊びをしたこと」が多かった人は自己肯定感が高い傾向がある。

※ なお、本調査における「社会を生き抜く資質・能力」とは、当機構が過去に実施した研究で子供の頃の体験との関係を明らかにした「意欲」、「コミュニケーション力」、「自己肯定感」に加え、「へこたれない力」を位置づけたものである。

昨今の貧困問題の対応として、子ども食堂や居場所づくりなど、様々な子供たちが他者と関わる機会をつくる動きがある。厳しい経済的状況の子供でも、他者との関わりや触れ合い、褒められる経験、友達とおもいきり遊んだ経験が自己肯定感を高め、それが意欲を引き出すということが示唆されるのではないかと考えている。

3. 国立青少年教育振興機構における青少年支援の取組**（1）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業**

当機構は、全国に青少年教育施設を 28 カ所所有している。学校、青少年団体、家族やグループで利用ができ、体験活動を子供にさせたい、また自分自身が山登りしたい、海を泳ぎたいといった場合には、ぜひ活用いただきたい。また、各施設では様々な事業を企画し実施している。平成 28 年度課題を抱える青少年を支援する事業については、全国で 151 事業、参加者 9,220 名に対し、様々な機関と連携しながら事業を展開した。例えば、「いじめ、不登校、ひきこもりの青少年を支援する事業」、「ADHD 等発達障害者の青少年を支援する事業」、「小 1 プロブレム、中 1 ギャップ等に対応する事業」、「児童養護施設やひとり親家庭等の貧困対策事業」などである。主な目的として、基本的な生活習慣の確立、コミュニケーション能力の向上、仲間とともに活動し、困難を乗り越えることによる自己効力感の醸成などを設定し、事業を企画、実施している。

【事業紹介 1】

事業名：青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業
 セルフディスカバリーキャンプ
 ①メインキャンプ
 ②フォローアップキャンプ（上記（1）キャンプ参加者対象）
 ③セカンドフォローアップキャンプ（平成 26 年度、平成 27 年度参加者対象）
 施設名：国立赤城青少年交流の家（群馬県）
 期 間：①平成 28 年 8 月 20 日～28 日
 ②平成 28 年 11 月 4 日～6 日
 ③平成 28 年 9 月 17 日～19 日
 参加者：①16 名（関東 14 名、東北 1 名、東海 1 名）
 ②12 名（関東 12 名）
 ③7 名（関東 6 名、関西 1 名）
 連携先：久里浜医療センター
 主な活動：野外炊事、トレッキング、講義（ネット依存に関して）、ワークショップ（アサーショントレーニング）、認知行動療法、カウンセリングなど

本事業は、コミュニケーション能力の向上や自己効力感の醸成をめざし、いわゆる「ネット依存」傾向にある子供たちへのモデルプログラムの開発を目的として実施したものである。ネット依存対応の専門家である久里浜医療センターと、体験活動を提供する国立赤城青少年交流の家が連携し、家庭にあるインターネットやゲームの環境から離れ、参加者同士が触れ合う活動や専門的なプログラムをとおして、依存的使用に関する治療を目指した。調査結果として、統計学的有意差は認められなかったものの、使用時間や依存度が一様に減少し、一定の有用性があったと考えられる。

※詳細は以下参照

(http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/112/)

【事業紹介 2】

事業名：そにとキャンプ
 ①出会いのキャンプ
 ②冒険のキャンプ
 ③旅立ちのキャンプ
 施設名：国立曽爾青少年自然の家（奈良県）
 期 間：①平成 28 年 5 月 28 日～29 日
 ②平成 28 年 8 月 26 日～28 日
 ③平成 29 年 1 月 28 日～29 日
 参加者：①子供 12 名
 ②子供 12 名/保護者 13 名
 ③子供 10 名/保護者 9 名
 主な活動：なかまづくりゲーム、登山、沢登り、野外炊事など（子供）
 保護者同士の交流、保護者の会の説明など（保護者）

本事業は、発達障害のある小学校 3～6 年生が曾爾のキャラクター（そにっと）からのミッションをクリアしながら、ストーリー仕立ての活動を体験していく事業である。キャンプの約束ごとを守りながら、小さな成功体験を積み重ねることにより社会性や自己肯定感を養うことを目的としている。

課題解決型のプログラムや手順カードを用いた活動説明等の手法を行ったことで、子供たちは、行動の見通しを持ち、意欲的に活動ができるようになった。冒険キャンプと旅立ちキャンプの間には、自宅においても「使い終わった物は自分ですぐに片づけよう」、「自分の靴は自分ですぐにそろえよう」などキャンプの約束を実践したため、旅立ちキャンプ時にはキャンプの約束を守れるようになった。

【事業紹介 3】

事業名：山口とくちスマイルキャンプ 2016

施設名：国立山口徳地青少年自然の家（山口県）

期 間：平成 28 年 8 月 24 日～28 日

参加者：12 名（児童養護施設に在籍する小・中学生）

主な活動：自然体験活動（沢歩き等）、人間関係づくりプログラム

本事業は、児童養護施設に在籍する子供たちが、自然体験活動や人間関係づくりプログラム（徳地アドベンチャーや祭りの出店等）などを通じて、社会性や主体性、自己肯定感を高めることを目的として実施した。

事業の実施にあたっては、児童養護施設に在籍する児童・生徒が通う小・中学校教員と打合せを重ねた。彼らが通う学校が平成 28 年度で休校になり、翌年度には本土の小・中学校に編入することから、他者との関わりを円滑に行えるようにすること、そして、現在の仲間との繋がりがより強固なものになり、良き思い出になることを念頭に事業の企画を行った。

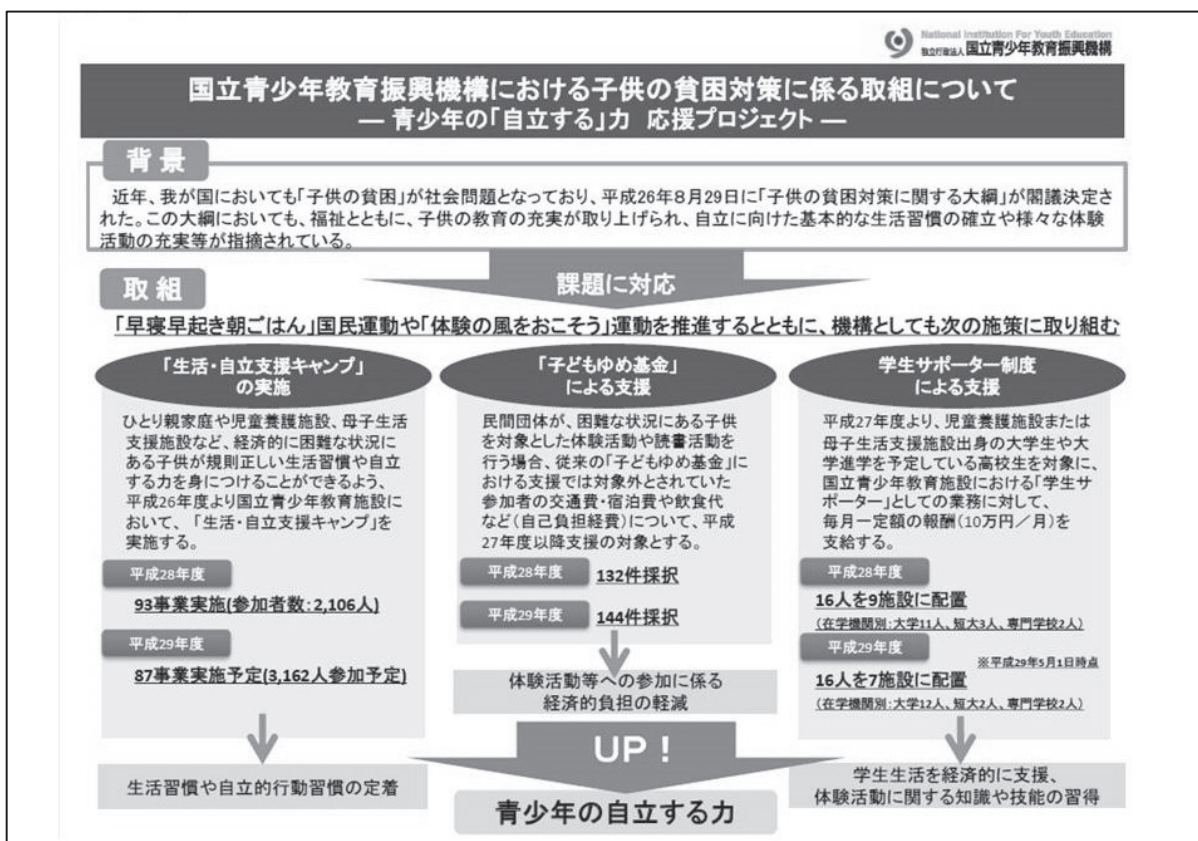
島での日常生活では、固定化した人間関係のみで他者と関わるのが得意ではない児童・生徒が、お祭りでの出店「スマイルショップ」（来店者に笑顔で接し射的や輪投げを提供）を通じて、地域の人々へ笑顔で接することができるように変わっていった。また、児童養護施設出身の学生が本事業のスタッフとして同行し、同じ境遇を持つ参加者のために、学生生活や自分の境遇を話したりするなど、参加者の良き理解者となり、憧れの存在になっていた。

（2）子供の貧困対策に係る取組

子供の貧困対策に係る取組として、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、学生サポーター制度など、様々な面から支援を行っている。特に、「子どもゆめ基金」では、困難な状況にある子供を対象とした場合、参加者の交通費や宿泊費、飲食代などについても支援の対象としている。（図 4）申込みについては、子供の健全育成を目的に子供の体験活動や読書活動の振興に取り組む民間の団体であれば可能なため、ぜひご活用いただきたい。

また、学生サポーター制度は、児童養護施設、母子生活支援施設で育った子供たちを支援するものである。当機構の施設で年間 800 時間程度働くことにより、月 10 万円を 12 か月分支給する制度であり、経済的に困っているが大学等に進学したいという子供がいた場合、ぜひ応募いただきたい。

(図 4)



第1分科会

【児童虐待】

「児童相談所のみならず関係機関が情報共有し連携して活動する態勢の整備～子どもを守るためのベストの態勢をつくる～」

後藤 啓二

(弁護士/NPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事)

1. はじめに

児童虐待問題の原因のひとつは、被害者が子どもで、本来立ち上がるべき親が加害者であるため、結局誰も立ち上がらず、社会も国も動かない状況にあり、虐待された子どもは、忘れられた被害者、本来は救われるべき被害者であるが、いつまでたっても救われない被害者となっている。

また、虐待問題が解決の兆しも見えない最大の理由は、児童相談所、警察、学校、病院等の関係機関が虐待案件の情報共有をしていないことにある。児童虐待は、ひとつの機関で対応できるほど甘い事案ではないと認識すべきであり、特に子どもを守るべき立場の者が案件を抱え込んでいることは一番の問題である。

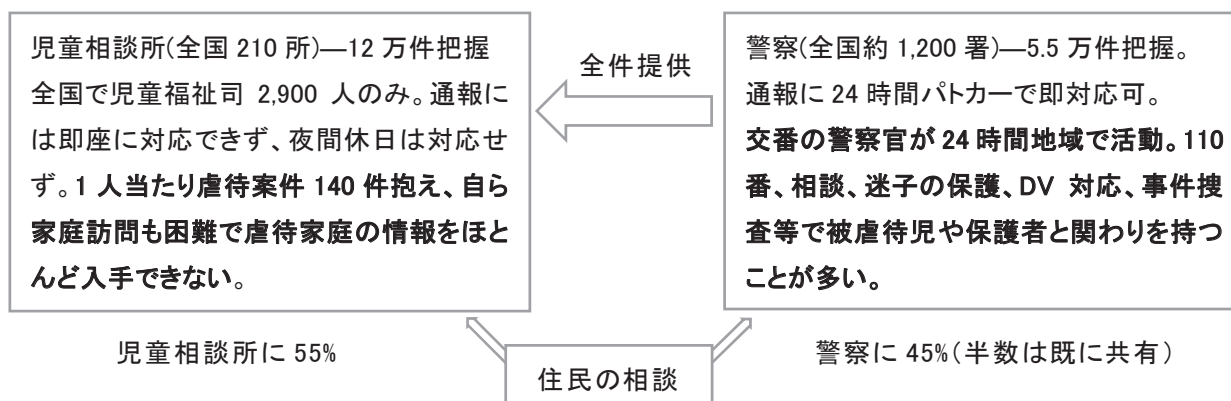
2. 児童虐待の現状

- 平成 28 年度の児童相談所への虐待通報件数は 122,578 件である。統計をとり始めた平成 2 年度の件数 1,101 件の 111 倍に上り、右肩上がり激増を続けている。
- 厚生労働省の統計上、殺される子どもは毎年 100 人程度であるが、日本小児科学会の調査によると実際にはその 3.5 倍に上ると推計。警察の見逃しや、死因検証制度がさまざまなこともあり、見逃しは非常に多いとされている。
- 乳幼児健診未受診、未就学で所在が不明の事案、不登校事案等で安全が懸念される児童が多数に上っている。特に、昨年末に大阪府寝屋川市で 33 歳の女性が小学校 6 年生の頃から監禁されて凍死した事件は、不登校事案で処理されたが放置された事案である。
- 虐待・所在不明案件につき関係機関の情報共有と連携しての活動が不十分で、また、一時保護の基準がなく保護に消極的で、みすみす虐待死に至る事例が多数ある。
- 予期せぬ妊娠をした妊産婦に行政の支援が届いていない。いろいろな事情で妊娠、出産しても育てられない女性が非常に多く、行政の支援が十分に行き届かないため、出産直後に殺してしまうことが多い。
- 誰にも知られない被虐待児が極めて多数存在し、トラウマに苦しみながら、治療が全くなされていない。
- 保護された被虐待児が劣悪な環境で生活し、トラウマの治療等がほとんどなされていない。

3. 各関係機関の連携の現状

児童相談所は警察へ情報提供をせず、連携しての活動も極めて不十分である。

- 警察は自ら把握した案件を 100%提供するが、児童相談所はほとんど提供していない。
- 要保護児童対策地域協議会の実務者レベルの会議に警察が参加し、虐待案件を共有している市町村は少数。



4. 虐待死事例（児相、学校が関与しながら虐待死に至る主なパターン）

(1) 親から面会拒否、居留守、暴力的対応をされるなど危険性が高いことが明らかな案件ですら、児童相談所、学校は警察に連絡せず、そのまま放置し虐待死に至る事例が多数ある。

例) 岸和田市中学生餓死寸前事件(学校・児相)、大阪市西淀川区小学 4 年生虐待死事件(学校)、東京都足立区ウサギ用ケージ監禁虐待死事件(児相)、群馬県玉村町 3 歳児虐待死事件(児相)等

危険性が明らかな案件は直ちに警察に通報する必要がある、親への対応が自力で困難なら警察に連絡すべきである。そのまま放置することは決して許されない。

(2) 児童相談所が一度の家庭訪問(家庭を特定せずそのまま放置)で危険性が少ないと判断し、警察と情報共有もせず放置したままの案件で虐待死等重篤な事案が多数発生している。

例) 葛飾区 1 歳児虐待死事件、大阪市西区 2 児マンション内放置餓死事件、大阪市西淀川区小学 2 年男児虐待死事件、岡山市高校生虐待死事件等

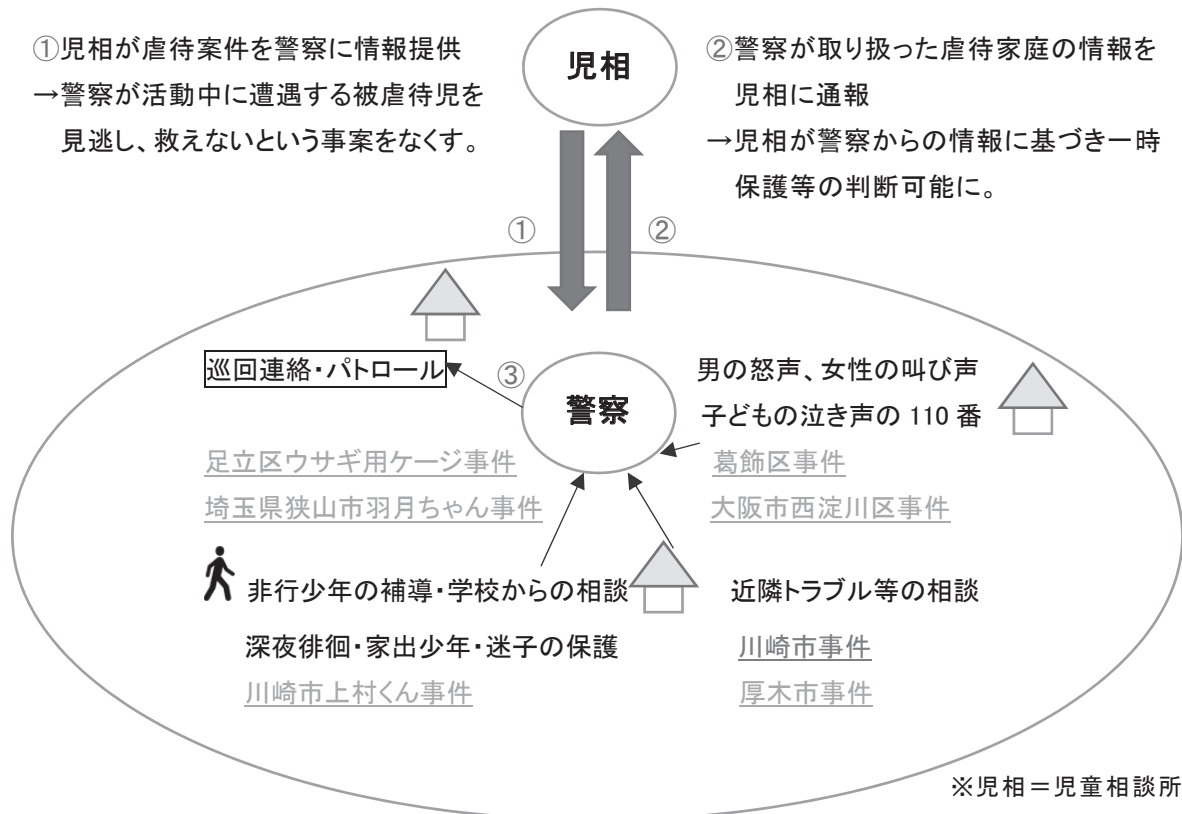
警察では、埼玉県狭山市の羽月ちゃん事件以降、虐待があると判断できなくても全件児童相談所へ通報するようになった。案件把握時に全ての情報を得ているわけではなく、虐待の急なエスカレート、親の精神状態の悪化、暴力的な同居人の出現等の事態も珍しくない。児童相談所は虐待死の案件につき「その時点で危険性が低いと判断したのは間違いでない」と弁明することが多いが、警察、学校等と情報共有もせず案件を抱え込むことが問題であり、危険性が高いと判断されなくとも全件警察等関係機関と情報共有する必要がある。

5. 情報共有のメリット

下記①～③により、格段に子どもが守られることになる。

①児相が虐待案件を警察に情報提供
→警察が活動中に遭遇する被虐待児を見逃し、救えないという事案をなくす。

②警察が取り扱った虐待家庭の情報を児相に通報
→児相が警察からの情報に基づき一時保護等の判断可能に。



③面会拒否、居留守家庭、暴力的な家庭等特に危険な家庭に対して
警察と合同で家庭訪問を行うことで子どもの安否確認、救出・保護ができる。

6. 「情報共有」の意義

情報共有は、虐待事案のみならず、いじめ事案、所在不明事案、わいせつ教員の復職防止ほか多くの事案で適切な判断をするために必要不可欠な取組である。新発田市中学生いじめ自殺事件など多数の失敗例は、情報共有がなかったため、追いかけているのを見た他の教師は鬼ごっここと思い、いじめの見逃しとなった。

情報共有の意義は、判断権者(児相、校長)が適切な判断を行うためには、自ら収集する情報のみに頼るのでなく、関係機関(者)からも多くの最新の情報を集約する必要があり、前提として関係機関(者)との事前の情報共有が必要不可欠である。そのためには、被虐待児や親と接する機会の多い警察、学校、病院に児童相談所が把握している情報を提供し、これらの機関が被虐待児や親の状況を把握した場合に児童相談所に当該状況を通報する仕組みとする(事前に児相から情報提供がないと児相に通報のしようがない。児相が情報提供しない家庭については警察等からの情報を得ることができない。児相は自ら情報を得る機会を拒んでいる実態)。

刑事事件化が目的でなく、子どもを守ることが目的であり、いかに虐待見逃しリスクをなくし、子どもを救うかという観点から連携、情報共有が必要である。

7. 全件情報共有のメリット

子どもの安全はもとより児童相談所にも大きなメリットがあり、情報共有の上、連携して対応することで格段に子どもを救うことが出来るようになる。

- 児童相談所に多くの情報を集約することにより、一時保護等処遇の適正化が図れる。
- 警察、学校、病院による虐待見逃しリスクをなくすることができる。
- 面会拒否、居留守家庭、暴力的な家庭等特に危険な家庭に対して警察と合同で家庭訪問を行うことで子どもの安否確認、救出、一時保護等が可能となる。

高知県では、平成 20 年に児童相談所が知りながら虐待死に至った事件を契機に全件情報共有を実施し、児童相談所と市町村と教育委員会と警察で会議を開き、毎月情報共有をしている。茨城県でも本年 1 月から実施しており、明石市、姫路市等全国の市町村の多くでは既に要保護児童対策地域協議会実務者会議の場で資料を配布して全件情報共有を実施している。アメリカ、イギリスでは、原則共同調査を行っており、同じ事務所で勤務する自治体もある。

8. 「子ども虐待死ゼロ」を目指す法改正を求める運動の実施

虐待死させられる子どもゼロ、虐待される子どもの大幅減少と虐待された子どもが前向きに生きていくことができる社会の実現をめざし、NPO 法人シンクキッズでは、緊急に改善が必要な事項として下記の法改正を要望している。

- 児童相談所・市町村・警察の虐待情報の共有と連携した活動の義務付け
- 学校・警察・児童相談所が連携し、所在不明・不登校等の児童の保護の義務付け
- 児童相談所の一時保護の基準を法律に明記するほか、医師、学校、市町村の意見を尊重するなど子どもの命を最優先に判断することを義務付け
- 予期せぬ妊娠等子育て困難な妊産婦を医師が市町村に通報する制度の整備
- 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・カウンセリングの無償実施

また、虐待されている子どもの発見・保護に関する事項（虐待見逃し、情報共有の不足、一時保護所の質と量の改善）、虐待されている子どもの「心の傷(トラウマ)」の治療その他、健やかに育つことができる環境の整備、経済的困難にある子育て家庭への支援や虐待親へのカウンセリング受講義務、貧困の解消等、虐待を生む環境をできるだけ改善することも重要であり、虐待を限りなくゼロに近づけるとともに、虐待を受けた子どもができるだけ早期に前向きに生きていくことができるような経済的支援・精神的支援が必要である。

9. 学校で子どもを虐待から救うための取組

学校は、子どもが家庭を離れて過ごすことができ、子どもの様子を教師が察することができる極めて貴重な場である。怪我をしている、栄養状態が良くない、いつも汚れた服を着ているという状態の時は、先生はそれに気付くことができ、虐待発見の端緒となるケースは極めて多く、児童相談所と警察に通告することが学校に期待される役割である。

しかし、学校からの通報数は少なく、虐待をみてみぬふりをしているケースがあり、子どもへの性的虐待を疑った教員のうち半数は通報しなかったという調査もある。学校が虐待に気付きながら案件を抱え込んで通告せず、あるいは通告はしたが児童相談所が必要な保護対策をとらず、みすみす虐待死に至った事例は少なくない。

学校における対応について、以下の点に注意したい。

- ① 学校が虐待や暴力の疑いを把握していながら、児童相談所・市町村、警察に必要な通報をせず、案件の抱え込みとなること。
- ② 学校が通告する際は、児童相談所だけでなく、必要に応じ警察にも通告すること。
- ③ 児童相談所が施設入所を解除し、危険な家に戻してしまう事例もあり、「児童相談所にまかせっきり」にしないこと。
- ④ 就学年齢にもかかわらず未就学となっている児童の所在不明事案については、特に注意すること。

また、不登校事案については、親の言い分をうのみにし、子どもの安全を目視で確認せず放置し、警察にも連絡しない事案が多く、実際には監禁、虐待事案であることは少なくない。学校、あるいは児童相談所等の怠慢な事例を教訓として、救えたはずの子どもが救えないことの絶無を期す必要がある。

10. グループワーク

下記の事例について、どのような対応策が適切であるか検討、発表した。(一部抜粋)
○事例 1: D 市では、不登校事案を数多く抱え保護者に電話で定期的な連絡を取っている。保護者から「元気にしている」との回答があれば、問題なしとしているが、最近母親の知人と称する女性が電話に出るようになり、同様に元気にしており、祖父のところにいると回答している。

(発表内容)

不登校の対応なので、第一義的には学校の対応だと思う。課題の問題という部分では、電話確認で終わっている点と、直接会っていないところが一番の問題である。また、祖父のところにいるという回答について、祖父のところに見に行くことが、学校教員の負担も含めて、実際現実的にできるのかが非常に難しい。その時に、どこにつないでいくのかということについて、例えば地元であれば、警察との連絡協議会等で地域の民生委員等が情報共有できる地域もあると思う。こういう学校に在籍している子が事件を起こしましたという情報を警察からもらったりすれば、民生委員に行っていただくとか、地元を離れているようなことがあった場合、どこに相談できるのかとか、学校の先生がその子のためだけに遠方まで足を向けることができるのか、これは非現実的ではないかという話がでた。いずれにしても公の機関以外にも、地域の民生委員とかに協力してもらうのが大事ではないかということで、これは地域差も当然あると思うので、課題という意味ではあると思う。

(講師からの助言)

不登校事案は、目視で子どもの安否を確認し、親が拒否すれば警察に通報することが必要で、虐待・暴力等の疑いがあれば、案件の抱え込みは絶対にせず、児童相談所・市町村、

警察に連絡すべきである。

○事例 2：F 市では、0 歳児の虐待死が相次いでいるが、乳幼児健診を受けさせない親が多数おり、保健師が家庭訪問しても面会拒否や受信拒否されている。どのような対策を講じるべきか。

(発表内容)

乳幼児健診を受けさせないということで、これも虐待であるという意識を持つ必要があり、例えば受けに来なければ 1 回電話する、2 回電話する、3 回電話しても来ないようであれば督促状を出す、あるいは条例で、そのような場合児童相談所の方に直接行ってもらう、警察に通報するなど、強制力を持たせる必要がある。

(講師からの助言)

乳幼児健診未受診は非常に危険で、子どもに全く関心がないということである。毎回行って会えば良いが、2 回も 3 回も面会拒否したら、児童相談所が一時保護するくらいの危険な案件ではないかと思う。今後はそのような仕組み、基準をつくるべきだと思う。

○事例 3：H 市のある中学校で生徒が親から虐待されていると児童相談所に数回通告しているが、児童相談所は指導しているというだけで一向にけががなくなる。別の中学では傷を負った生徒に確認したところ「父親から殴られた。ボクシングを教わっている」と聞いたのでそのままにしているが、よく傷を負っている。どう対応すべきか。

(発表内容)

児童相談所での指導の内容がどういった指導をしているかというところを、日頃の生活を見ている学校と共有していくということと、指導の成果としてけがが減っていないということであれば、その事実をきちんと積み重ねて、リスクを判断して児童相談所で次に向かうというところを検討しなければならない。リスクを積み上げる段階で、例えば医者診断ということも必要だと思う。

(講師からの助言)

学校としてはやるべきことはやっているという事案で、学校は通告したが児童相談所・市町村が適切な保護対策を取らず、児童相談所にまかせっきりになっていることが問題であり、警察と児童相談所の双方に通告する必要がある。

11. おわりに

児童虐待や不登校は、自分の見立てや判断が絶対だと思わずに、子どもを守るために、児童相談所のみならず関係機関が情報共有し連携して活動する態勢の整備を実現できるように目指していく。また、今後は、イギリスのある自治体のように児童保護局と警察が同じ事務所に勤務して、通報があれば一緒に出動して、一緒に調査していくような態勢が 5～10 年後には実現できると思う。引き続き情報共有と連携をし、子どもを守るための活動を進めたい。

第2分科会

【インターネットをめぐる問題】

「SNSをめぐる青少年問題～知っておきたい対策と相談心得～」

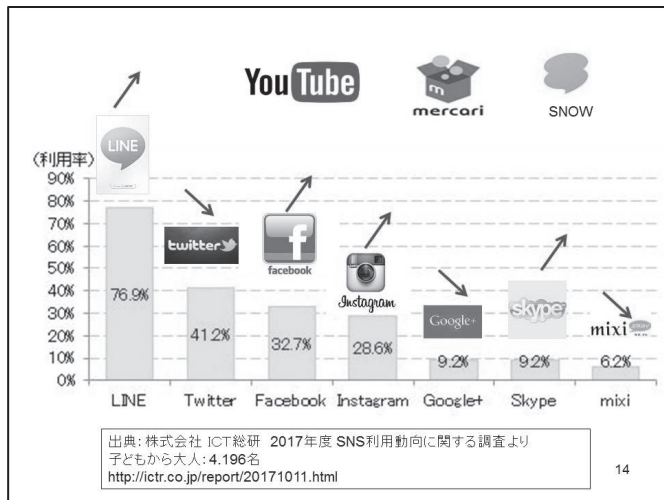
大久保 貴世

(一般財団法人インターネット協会 主幹研究員)

1. SNSについて

様々な種類がある SNS の中で、LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムを利用している人の割合が多い。(図1) これら SNS のタイプは、公開型、非公開型、そして端末型の3つに分けられる。公開型はインターネット上で誰もが見ることができるものであり、YouTubeなどがあてはまる。非公開型は、鍵付のアカウントなどを使用し、特定の人しか見ることができないものであり、鍵付のツイッターなどがあてはまる。最後に、端末型はパソコンではなくスマホやタブレットの中で使用可能なものであり、グループで使用するLINEなどがこれにあてはまる。

(図1)



SNS の中では、同じことをしないと仲間外れにされる可能性があり、多くの人に見てもらうためには何かおもしろいことをしないとイケない。そこで、自分を演じてしまう、うそをついてしまう、軽い気持ちで悪口を書いてしまうといったことからトラブルが起きてしまう。個人が簡単にライブ配信できるツイキャスというアプリでは、女子高生が顔を出して、援助交際を求めるコメントを出しているようなものも見受けられる。

SNS の中には、友達など元々面識がある人、面識はないが共通の趣味を持つ人、相談に乗ってくれる人など、様々な相手が存在している。そして、面識がないからこそ現実逃避ができるということもある。例えば、平成 29 年 10 月に座間市で起きた事件では、ツイッターに「死にたい」とつぶやいた人が狙われており、優しい人を装った悪意ある人に出会ってしまうということが起こる。

LINE は、知っている人同士、友達同士でグループをつくり、やり取りをおこなう。図2は、3名のグループで、右側が自分のメッセージ、左側が残りの2人のメッセージとなっている。既読1というのとは、同じグループの2人のうち1人が見て、もう1人は見ていないということである。東日本大震災の後にできたアプリであり、安否確認の目的でつくられた既読機能が

(図2)



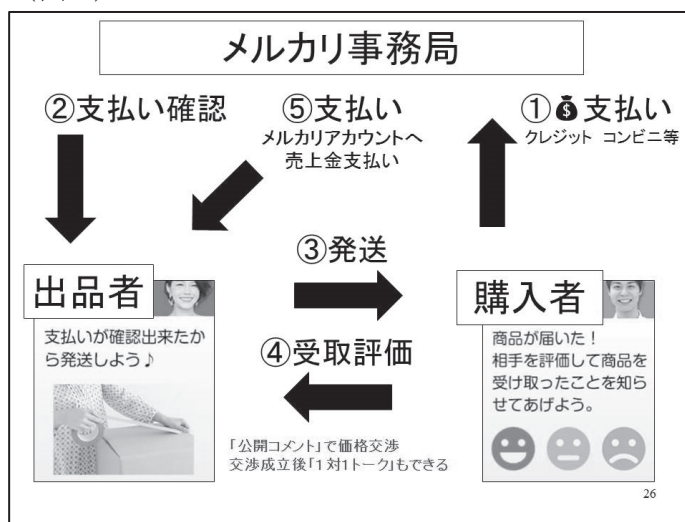
LINE の特徴となっている。しかし、安否確認でつくられた機能にもかかわらず、既読なのに返信をくれない、未読のまま読んでくれないといったことからトラブルに発展するケースがある。

ツイッターは、インターネット上に広く公開するか、または非公開として仲間内のみに限定するかを自分自身で設定し、様々なつぶやきを発信するものである。しかし、初期設定として公開となっていることを知らず、画像を無断転載される、またはパスワードを忘れ、書き込みを更新できない、不適切なつぶやきを消したいが消せないというトラブルが多い。そのほかにも、メッセージと呼ばれる 1 対 1 のやりとりが可能なものなど、様々な種類がある。

SNS では、非公開であるグループの中のやりとりが流出することがある。これは本人の設定ミスによって起こる場合もあるし、誰かが故意に流出してしまう場合もある。

最近人気のアプリとして、メルカリというものがある。これはフリーマーケットのように、ある物を出品した出品者がいて、購入者がメルカリ事務局にクレジットカードなどで支払いをする。メルカリ事務局は支払われたことが分かると出品者に連絡が行き、出品者が購入者に物を発送する。購入者が最終的に評価をすることで、出品者に売上金を支払うという流れになっている。(図 3)

(図 3)



購入までの価格交渉は公開されたコメントになるが、交渉成立後は 1 対 1 のトークができるようになっていたため、出品者と購入者は共通の趣味や嗜好が近い可能性が高く、ここで意気投合する可能性がある。メルカリの出品は、洋服や本、参考書など多様である。また、「メルカリ便」といい、お互いの住所を知らなくても商品を発送できるようになっている。子どもが家にある親の洋服を売ってしまったり、親のクレジットカード番号を勝手に使い買い物をしたりというケースもある。

メルカリ事務局は、盗品が出品されていないかといったパトロールの強化、公開コメントの履歴保存、1 対 1 トークも規約同意の上で履歴保存などの対応を行っている。

2. ツイッターに関する専門用語

○ 「公開と非公開」

ツイッターには公開または非公開という設定ができる。非公開の場合でも、顔写真、プロフィール写真、背景、自己紹介、名前、フォロワー数は見ることができる。

○ 「ツイッターのアンケート機能」

不特定多数の人に自由にアンケートを取ることができる機能である。また、投票は匿名ででき、誰が投票したか分からないが、結果のパーセンテージは誰もがみることができる。

○「リツイート」

リツイートには、「公式リツイート」と「非公式（引用）リツイート」がある。「公式リツイート」はもとのツイートがそっくりそのまま引用されるものであり、非公開ツイートへ公式リツイートはできない。また、元のツイートが削除されると、自動的に公式リツイートも削除される。「非公式（引用）リツイート」は、リツイートする人が内容を変えることができるため、場合によっては悪意のある改ざんが可能である。さらに、非公開ツイートを非公式リツイートすることができ、元ツイートを削除しても非公式リツイートは削除されない。

そのため、特定の人にしか知られたくないツイートを、他の人に見られる可能性がある。

3. SNS に関連する自殺対策

夏休み終わりから 2 学期の始め頃に自殺が多く起きる。前述の座間市の事件後、以下の対策がなされている。

- ① ツイッター社が「自殺や自傷行為の助長や扇動を禁じます」との項目をツイッターのルールに追加。こうした投稿が見つかった場合は、削除を要請する方針を打ち出す（平成 29 年 11 月 4 日）
 - ※ 利用規約表記を一部変更し、自殺や自傷行為を助長する投稿を明確に禁止するとともに、違反した場合にはアカウントの凍結を含めた措置をとると発表（平成 30 年 2 月 21 日）
- ② SNS 関連のネット事業者や有識者などが集い、平成 29 年 7 月に「青少年ネット利用環境整備協議会」が発足。同協議会において、同年 12 月 6 日に緊急提言を行った。
- ③ 文部科学省が、SNS における相談受付を全国 20 カ所で開始する予定。元々、平成 30 年度からの実施予定だったものを、座間市の事件を受け、平成 29 年度補正予算により前倒しで実施する。
- ④ 首相官邸で関係閣僚会議が開かれ、SNS 業者に対し自殺を誘引する書き込みの削除を徹底することなどを求める対策をまとめる。（平成 29 年 12 月）
- ⑤ 青少年ネット環境整備法が改正され、予定より早く平成 30 年 2 月 1 日より施行開始。改正内容として、大手 3 社に加えて、格安スマホ事業者（MVNO）、契約代理店に対しても以下の義務が設けられた。
 - ・ 青少年確認（契約者、使用者が 18 歳未満か確認する。）
 - ・ フィルタリング説明（フィルタリングの必要性・内容を、保護者または青少年に対し説明する。）
 - ・ フィルタリングソフトウェアや OS の設定（契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。）

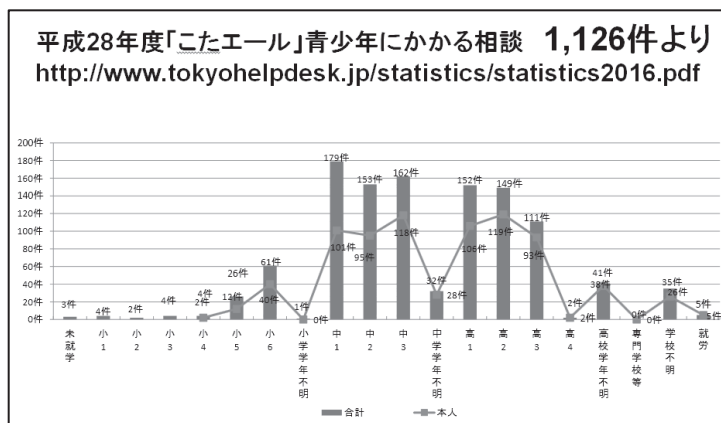
NPO 法人「BOND プロジェクト」の調査（女性 100 人、13 歳～29 歳）では、死にたいとつぶやいた経験のある人が 68%、知らない相手とやりとりした経験は 61%となっている。相談員からは、ネットが問題ではなく、お互いに認め合い助け合い頼り合うことが難しい社会のあり方が問題だ、安心して気持ちを発信することができない社会に進まないようにしなければいけないという意見をいただいた。

4. 相談事例

青少年の抱えるインターネット・携帯電話に関するトラブルの相談窓口として、平成 21 年から東京都が開設した「こたエール」がある。

平成 28 年度の相談者は中学生が多く、次に高校生、小学生もいる。また、本人だけでなく、保護者や先生からの相談も多い。（図 4）

（図 4）



事例 1) YouTube に同級生が嫌がる動画をアップした。悪いことをしたので相手に謝って動画を消すことにしたが、パスワードなどの情報を全部忘れており消すことができない。

【対策】

①アカウント登録時が非常に大切

パスワード情報はメモで紙に書いて保管する。また、子どもが使っている SNS のパスワードは、いざという時のために、保護者もメモに書いて保管しておくことよい。ツイッターやアップル社は、パスワードを忘れたときのために、電話番号で本人確認ができるようになった。

②利用前に、削除方法を確認

基本的に、投稿を消せるのは本人のみである。本人がパスワードを忘れて消せなくなってしまった場合、管理者に依頼しなければならない。私たちが利用している SNS の多くは外国に本社があり、依頼や問い合わせの確認メールが英文で届くなど、分かりにくいことが多い。

事例 2) 元同級生グループが、LINE のトークで自分の過去のふざけた写真を勝手に載せている。すでに他のグループにも回っているので、削除する、やめさせるなどの対処をしたい。

【対策】

○グループ全員の端末から写真を削除

LINE の場合、ネット上ではなくスマホやタブレットの中に写真があるため、10 人のグループであれば 10 人全員が端末から消さないといけない。

LINE の新しい動きとして、「送信取り消し機能」が作られ、24 時間以内であれば送信したメッセージを消すことができるという機能が追加された。（平成 29 年 12 月）

事例 3) 学校の生徒が、YouTube にダンス映像を投稿。写っている生徒には、掲載許可を得ていない。名前を呼び合うシーンもあり、5 人のうち 2 人が掲載を嫌がっているが、3 人は喜んでいる。

【対策】

○全員の許可を得る

個人情報とプライバシーは違う。個人情報は個人情報保護法で定義されており、氏名や生年月日など、特定の個人を識別することができるものとなっているが、プライバシーは定義が無い。人によって感覚が異なるため、確認をすることはルールとして考えてほしい。

事例4)．子どもの LINE を覗いてみると、知らない人と、性的なやり取りをしているように見えた。相手にも子どもにも知られずに、相手から連絡できないようにブロックしたりできるのか。

【対策】

○知ってしまったからには、子どもに打ち明ける

介入せず、後々大変なことにならないように、後悔しないためにも、直接話をしたほうが良い。例えば、保護者が知っていることを子どもが気付いている可能性もあり、逆に何も反応しないことによって子どもが傷つく可能性もある。

5. グループワーク

以下の相談（女子 16 歳）を受けた際に、どのような答えをするか。何を伝えると良いかをグループで検討した。

- ① 自分のツイッターで、第三者の人権に配慮できなかったことを書いてしまった。
- ② 知らない人のツイッターで、自分に対していろいろな批判が広まり、自分をフォローしてくれる人にも飛び散っていて沢山の人の迷惑をかけている。
- ③ ツイッターを消せというコメントがあり、自分のツイッターアカウントを消した。そしたら、自分が逃げたと思われた。
- ④ 学校に行き保健室の先生に相談したところ、あなたが悪いと言われてしまった。そして、学校を休んでしまった。
- ⑤ リツイートが回り回って姉の知ることとなり、姉から母に伝わり、母に怒られた。

【参加者から相談者へ伝えたいこと】

- ・ 「勇気を出して相談してくれたね」と、相談してくれた相談者の姿勢をほめる。
- ・ 「つらかったね」「びっくりしたね、自分だったら同じように思うよ」と、相手に寄り添って共感する言葉を伝える。
- ・ 相談を他にも誰かにしたのか確認し、私に初めて相談してくれたのであれば、経緯を振り返って相談したいことを整理して、何が一番不安なのか、どうなれば心配が晴れるのかを聞いて気持ちを吐き出させる。
- ・ 「内容を投稿する前に本当に投稿していいのか、1 回読み返してみたらよかったね」ということを反省として伝える。
- ・ 保健室の先生が言った「あなたが悪い」というのは、「あなたの行動が良くない」という意味ではないか、あなたのことを思って言ったことでしょうか。今日は休んで

相談してくれてよかったけれど、これからは学校へは行きましょうね、とうながす。

- ・ 「今まで気づかなかったことが、わかって良かった」、「失敗はあることだ、今回は大変だったけどわかったよね」、「失敗から学び知識が増えたよね」と、今後は上手にインターネットを使えるようになればいいのではないかと励ます。
- ・ もし批判コメントを削除してほしいのなら、具体的な削除方法を一緒に考えましょうね、と伝える。
- ・ 「ある程度落ち着いたらその後の様子を聞かせてね」と、しばらく様子を見つつ継続相談につなげていけるようにする。

その他、たくさんの意見をいただいた。

【講師が相談者へ回答したこと】

勇気を出して相談してくれてありがとう。あなたがツイッターのアカウントを消したのは、消せと言われて消したのですよね。逃げているのではなくて、ツイッターを見ている人みんなのために思いやって消したこと。思いやりがあるから、そうしたのですよね。

これからはしばらく様子を見たほうがよいでしょう。あなたがツイッターで反省の言葉を書いたとしたら、逆に「今さら何を言うの？」と書かれるかもしれません。今回はツイッターを閉じたことで「逃げた」と思う人もいるかもしれませんが、一方で「あなたが反省したのでは」と思う人もいるでしょう。

もし学校名や個人名が出ていたら大変でした。あなたは個人が特定できる情報を載せていなくて良かったです。

こんなことがなければずっと突っ走っていたかもしれないけれども、こんなことがあったおかげでネットは怖いとわかりましたね。今回たった一言の言葉遣いやメッセージなどをすごく慎重に書かないといけないなと思いましたね。ほかの人に迷惑をかけないことを痛感したと思います。

これからネットで素敵に振る舞えるようになるし、周りの友達であなたと同じような経験をした人がいたら、あなたならばアドバイスができますね。痛みがわかりますからね。

お母さんには、「今日は学校を休んで相談機関に相談した。相談員から、あなたは十分反省していて、あなたが今やっていることは賢い判断だった」と言われた、と伝えてみるとよいでしょう。今後、もしネット上で実名が書かれるようなことがあったら、一緒に削除の方法を考えましょう。また相談してください。（以上）

このように、相談者の気持ちに寄り添って、前向きになれるようにアドバイスする。これからインターネットを上手に使ってほしいから。

【参考資料】

- ・ インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』
(<http://www.iajapan.org/bamen/>)（一般財団法人インターネット協会）
- ・ インターネットと人権加害者にも被害者にもならないために（DVD）
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)（法務省）

第3分科会

【いじめ】

「いじめ防止対策推進法とチーム学校による未然防止」

八並 光俊

(東京理科大学理学研究科科学教育専攻・教授、中央教育審議会初等中等教育分科会・臨時委員)

1. はじめに

今回のキーワードは、「いじめ」と「チーム学校」である。いじめは、単なる子どもたちのいざこざではない。人を死に至らしめるものであり、「いじめ自死ゼロ」を第一目標にして、学校関係者の方、関係機関の方と連携していくということに焦点をおいていきたい。

2. いじめの発生傾向、態様

文部科学省では、生徒指導施策推進の参考とするため、児童生徒の問題行動等について、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年実施している。

上記調査項目の「いじめ」の結果によると、平成28年度の認知件数は32万件を超え、過去最悪である。学校種別（小・中・高・特別支援学校）の認知件数は、小学校、中学校、高等学校の順に少なくなっており、小学校での認知件数は約24万件である。学年が進行するとともに件数は下がっていくため、小学校段階でのいじめは、低学年、特に1年生のときに対応することが必要である。今後、いじめの予防につなげるためには、就学前の幼稚園、保育所、あるいはもっと低い年齢での家庭教育まで含めて、視野を広げていく必要がある。

本調査によると、いじめの態様として「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、「かるくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が次いで多い。その他、近年の急速なスマートフォンの普及に伴い「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」等のいじめも発生している。また、小学校の暴力行為が過去最多となっており、小学生から教師が暴力を受けるケースも発生している。

以前、いじめは、人権侵害と言われていたが、現在では「金品をたかられる（事例1）」や「ひどくぶつかられたり、叩かれたりする（事例2）」といった犯罪とみなされる重大事態（非常に深刻ないじめの行為）も起きている。重大事態は、過去最悪の400件となっており、自死者も含まれている。

（事例1） 横浜市で発生した震災いじめ。東日本大震災によって転校してきた児童に対して、10人前後の生徒が金銭を要求した。被害児童は合計150万円を支払い、その後、不登校となった。市教育委員会は、重大事態と捉えず調査の開始が遅れ、生徒への適切な支援が遅れたとした。

（事例2） 国立大学附属高校にて発生。複数人の生徒が1人の生徒に対し、セミの幼虫をなめるよう強要したり、骨折させるなどの重大事態が発生した。国立大学附属学校初の重大事態である。

3. いじめ対応の考え方

再発防止という視点で考えた場合、加害児童に同じことをさせないということが非常に大事であるが、法的に義務教育段階では、学校教育法第11条に規定されている停学や退学の措置をとることはできない。ただし、学校教育法第35条によって市町村教育委員会は、いじめを繰り返す児童の保護者に対して、当該児童の出席停止を命ずることができる。しかし、平成28年度にとられ

た出席停止措置の 28 件中、いじめを理由とするものは小学校で 2 件、中学校で 2 件の計 4 件のみであり、いじめ加害児童に対して当該措置がほとんどなされていないのが現状である。

いじめや暴力行為が起きたとき、加害児童がその問題を起こしてしまった原因は何かという部分に目を向けて欲しい。例えば、加害児童は、家庭に問題を抱えている場合も多い。家に帰っても両親は不仲で、愚痴を聞かされたり、暴力を振るわれたりする。その日常的なストレスを、外で発散しているかもしれない。単純に、暴力をふるったという行為だけを取り上げず、子ども内面への目の向け方を考える必要がある。周りの大人や先生の見方が、変われば子どもも変わる。逆に、子どもが変われば先生や親も変わる。

また、いじめの防止教育を行う中で、家庭支援を取り入れてほしい。私たちの仕事の向こうには子どもがいて、子どもの未来がある。私たちの仕事というのは未来志向である。その意味で、教育と一括りに言っても、学校教育だけでなく、小学校就学前の家庭教育まで含めて考えていただきたい。

4. いじめ防止対策推進法について

いじめ防止対策推進法（※二条二項、三項、四項については省略）

一条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

多くの場合、いじめが起きた、不登校になったなど、事態が発生した後に解決策を探り、どのようなチームで対応していくか考え始める。このような対応では、後手に回り時間もかかるため、多くの事態を扱うことができない。

いじめが起きないようにするには、先手型・防止型の生徒指導が必要である。生徒指導のアプローチとして特に重要なことが 2 つある。1 つは、児童生徒理解である。連携しようとしている学校の子どもたちの多面的（学習面、心理面、社会面、進路面、健康面、家庭面等）理解を図り、実態把握を行うことが連携の土台となる。もう 1 つは、対象となる子どもたちの未来を見据えることである。子どもたちは、いずれ卒業の時期が来る。卒業時点で、社会に出ていくときに最低限身に付けておいてほしい社会的スキルの育成や知識の修得を頭に入れて対応していくことが重要である。

いじめ防止対策推進法

十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

二十二条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校いじめ防止基本方針の具体的な内容としては、いじめに向かわない態度や能力の育成、年間の教育活動を通じたいじめ防止プログラムの作成、校内研修、道徳教育や体験活動等が考えられる。なお、学校いじめ防止基本方針を検討する段階から、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ることが望ましいとされている。

また、同基本方針は、各学校のホームページ等で公開し、保護者や地域住民が方針内容を把握しやすくしたり、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行うなど、学校としていじめ防止にどのように取り組んでいくのか表明をしておくことで、いじめが発生した際に保護者や地域住民に協力を得やすくなる。

また、連携を行う際には、各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に目を通すことが必須である。

いじめ防止対策推進法（※二十八条二項、三項については省略）

二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、公立学校で重大事態が発生した場合は、重大事態の発生について、学校の設置者（教育委員会等）へ報告を行う必要がある。その後、報告を受けた学校の設置者（教育委員会等）が、必要に応じて事態の調査を行う。なお、調査は、学校又は、学校の設置者（教育委員会等）が行い、調査後は、調査結果を地方公共団体の長に報告する。

5. チームとしての学校（＝チーム学校）

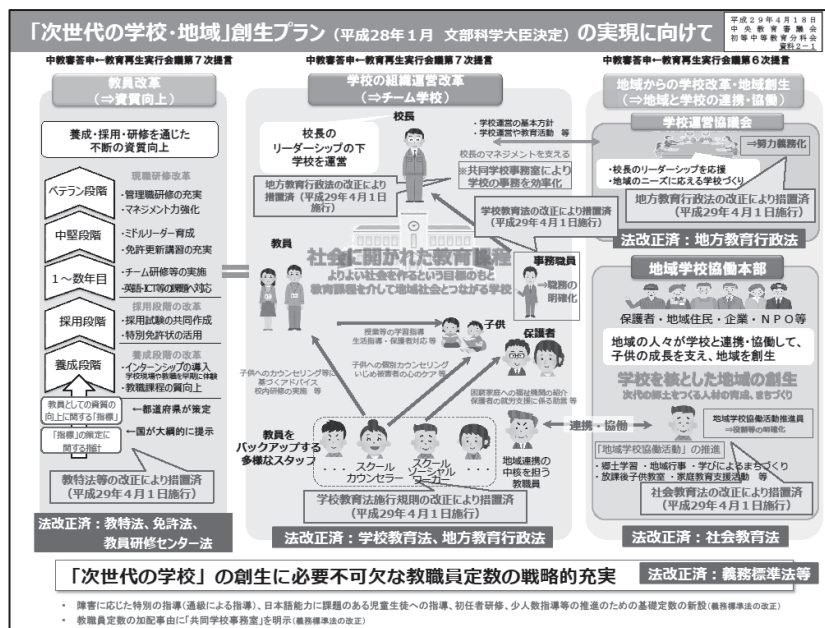
チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校など多様な人材が、それぞれの専門性を活かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」のことである。

チーム学校を実現するための視点として、第一に掲げられているは「専門性に基づくチーム体制の構築」である。そのためには、教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それ

それぞれの独自の得意分野を生かし、生徒指導をチームとして担い、子どもに必要な資質能力を育成できるような体制を充実していくことが重要である。心理や福祉などの専門スタッフを学校の教育活動の中に位置づけ、教員と専門スタッフの連携・協働体制を整備する必要性が指摘されている。

機能的な連携を行う上で、学校の長である校長に見識があること、関係機関等との連携をする際にうまく調整できるコーディネーター役の教員がいることが重要になってくる。(図1)

(図1)



6. いじめ防止のための取組（家庭支援や地域との連携）

いじめ防止として、学校での支援の他に家庭支援や地域との連携が有効である。

(1) 家庭支援

いじめは、特に小学校低学年で多く認知されており、いじめの加害児童の中には、家庭環境が整っていない児童も多い。親が教育に関する知識やスキルを身に付けることで、家庭内での虐待等を防ぐことができる。

(取組事例) 「しまね学習支援プログラム 親学プログラム2」(島根県教育委員会)
 子育て世代の小学校就学前や小学生の保護者を対象に、いじめや児童虐待防止の学習プログラムを提供している。

(2) 地域との連携

地域と学校の連携として、地域学校協働活動がある。地域学校協働活動とは、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動である。活動には、幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを形成し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることにより、いじめ予防につながっていくと考えられる。

(取組事例) 「なごや子ども応援委員会」(名古屋市教育委員会の取組)
 平成26年4月より、常勤の専門職(スクールカウンセラー・スクールアドバイザー・スクールソーシャルワーカー・スクールポリス)を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら、教員と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、学校を支援する体制づくりを推進する「なごや子ども応援委員会」を設置している。

7. グループワーク（事例検討）

仮想事例について、再発防止に向けて学校・家庭・地域が各関係機関とどのような関わりをとれば良いか意見交換を行った。

1. いじめ内容

X市の公立中学校Y中学校では、昨年5月に深刻ないじめ事案が発生しました。中学2年生のA男は、真面目な生徒ですが、自閉的傾向があり友達は非常に少ない生徒でした。そのA男に対して、複数の同級生が、「くさい」、「死ね」、「いなくなれ」など、暴言をしていました。また、A男が教材費を学校に持参した時に、同級生の一人が、それを奪いとり友達で分けました。A男は、母親に「どこかでなくした。」と嘘をついていました。

教材費をたまたま奪い取る現場を見た生徒から、このいじめが教師の知るところとなりました。加害生徒は、いずれも同級生の男子2人でした。先導的な役割を果たしていたB男は、日頃から粗暴な面がありました。母子家庭で、経済的に困窮していました。母親は、何かにつけB男に対して、パートの仕事の不満をこぼしたり、体罰やご飯をつくらないなど児童虐待が疑われていました。もう一人の加害生徒であるC男は、学力面で課題が多く、授業にもついていけないという状況でした。両親は共働きで、母方の祖母にC男の世話を頼んでいます。いじめは、返金と謝罪で、一応終結しました。

2. いじめの再発防止

Y中学校は、全生徒の約5%が要保護生徒です。また、近くの児童養護施設から通う生徒が10人ほどいます。大型ショッピングモールができ、同校生徒が学校をエスケープして、たむろするという事案も発生しています。同校では、いじめ以外にも、年数回の生徒間暴力事案、一学年当たり5人程度の不登校事案も抱えています。スクールソーシャルワーカーが、週一回カウンセリング等を行っています。生徒の保護者は、学校に関心があり協力的なグループと、無関心ですが何かあるとクレームをいにくるグループにわかれています。

このような状況の中で、A男のようないじめ事案の再発防止のためには、学校だけの対応ではだめだと教職員は思っています。家庭や地域のサポートを受けられないかと苦慮しています。

第34回全国青少年相談研究集会 第3分科会【いじめ】 グループワークシート 八並 光俊					
観点	教育関係	司法・警察関係	福祉関係	保健・医療関係	その他
学校					
家庭					
地域					

（グループワーク時に使用したワークシート：参考文献『生徒指導資料 第4集』）

【参加者からの意見・提案等】

- ・ 全員に対して：人間関係をしっかりつくれるようなプログラムや授業を学校で実施。
- ・ B 男君：家庭が非常に複雑である。学校内も含めて居場所をつくれると良い。
- ・ C 男君：家庭支援の他に学力の面で困らないような支援の実施。
- ・ 学校として継続的な見守りや声かけ、必要に応じてのカウンセリングが有効。
- ・ スクールカウンセラーとの連携。
- ・ 児童相談所との連携、同校の生徒の指導については、安否の確認等を実施。
- ・ 地域の方にも登下校の見守りや声かけの他、パトロールや巡回の実施。
- ・ 地域の方の協力を得て、あいさつ運動や農業体験の実施など、大人と接する機会を増やす。
- ・ 警察関係者にスクールポリスという形で、非行防止教室や巡回の実施。金銭に関する犯罪であるため、警察に繋げるために継続的な保護、見守りや声掛けができるとうい。

8. おわりに

いじめ防止には、「いじめ防止対策推進法」及び「学校いじめ防止基本方針」が大前提にあることを踏まえた上で取り組んでいただきたい。いじめが起きてからの連携よりも、いじめが起きないために日々連携をとっていくという考えを持つことが大切である。しかし、地域によって置かれている状況が異なる（近くに教育センターがない、大学がないなど）ため、地域の資源に応じて、連携先を考えることが重要である。

また、学校で授業を見る機会があれば、ぜひ積極的に見ていただきたい。5分でも40分でもよいので、全てのクラスの授業を見る。授業観察から課題を解決するヒントを得られる。子どもたちは授業を通して、先生から生き方を学ぶ。先生たちは、どのぐらい子どもたちのことを思って授業準備をやっているか。どういう意図で指名をしているか。できる先生の授業には多くの気づきがある。授業中の指名の方法・タイミング、子どもを褒めること等、子どもたちや先生の現状を知るためには、授業を見ずして連携はできないと思っている。

いじめ根絶、いじめ自死ゼロを達成するためには、「諦めない情熱」が必要である。他人が課題解決や援助に諦めがちで、たとえばサポーターの99人がその子どもをだめと言っても、自分は味方になる粘り強さを持ってほしい。その子どもの内に持っている可能性を深く探り、引き出す諦めの悪い粘り強い人であってほしいと思う。今後も、いじめ根絶を目指して、チーム学校で教育現場の方と力を合わせて取り組んでいただきたい。

(参考文献)

- ◇日本生徒指導学会編『生徒指導学研究』2017年 特集：チーム学校と生徒指導
「チーム学校と今後の生徒指導の方向性」 八並 光俊（東京理科大学）
- ◇平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）について
平成29年10月26日（木）文部科学省初等中等局児童生徒課
- ◇チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）
平成27年12月21日 中央教育審議会
- ◇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）文部科学省
- ◇しまね学習支援プログラム 家庭教育支援を行う人のための親学プログラム2【実施版】島根県教育委員会
- ◇生徒指導資料 第4集 学校と関係機関との連携～学校を支える日々の連携～
平成23年3月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- ◇いじめ防止対策推進法 基礎資料と対応のポイント 文部科学省児童生徒課 平成26年4月
- ◇なごや子ども応援委員会リーフレット 名古屋市教育委員会

第4分科会

【こどもの貧困】 見えない貧困・共有体験と自尊感情

大宮 美智枝
(神奈川県立厚木高等学校 教諭)

1. はじめに

これまでに中学校や高等学校での勤務経験があり、教育困難校や通信制高校での勤務、そこでの生徒指導業務など学校現場という環境下で課題を抱える子どもやその家庭と直接対峙してきた。また、このような勤務経験の中から問題意識を見出し、イギリス留学を決めるなど様々な経験を有している。これらの経験を踏まえ、学校教員の立場から、特に「見えない貧困」というテーマのもと、家庭力の衰退や思春期における子どもの心理的な脆弱、支援者の重要性などについて講述していく。

2. 子どもの貧困の実態

(1) 家庭力衰退と経済的困難

現在、我が国では高等学校での教育無償化が見直されており、世帯（親権者）の所得に応じて支援金を支給する制度がある。具体的には市町村民税所得割額が 304,200 円未満の世帯の生徒に対して支援が行われ、全日制高校に通う生徒の場合、市町村民税所得割額が 304,200 円未満の世帯で 118,800 円、154,500 円未満の世帯で 178,200 円、51,300 円未満の世帯で 237,600 円、非課税世帯で 297,000 円が年額支給されている。世帯収入は子どもの偏差値とも関係しており、偏差値の高い学校に通う子どもと低い学校に通う子どもを比較すると、偏差値が低い学校に通う子どもほどその家庭の世帯収入も低いという調査結果がある。

また、「家庭の社会経済的背景（SES）」と保護者の学歴との関係を「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）」の結果（表 1：「生徒の家庭の社会経済的背景（SES）のグループ別記述統計（中 3）」）からみると、Lowest SES グループの父親及び母親の学歴平均は 12 年に達していないことがわかる。一方で、Highest SES グループの父親の大学卒業の割合は 84.57%、全国平均を大幅に上回っており母親は 38.88%である。経済状況と大学進学率に相関関係があることが伺える。同調査における小学 6 年生の保護者の Highest SES グループの母親の大学卒業の割合が 47.07%であり、中学 3 年生保護者の値を上回っており、高学歴化が進行しているといえる。これらの結果をもとに、この報告の中では子どもの学力は特に母親の学歴に大きく影響を受けると言及されている。

(表 1)

家庭の社会経済的背景 (SES)	家庭所得 平均	家庭所得 標準偏差	父親学歴平均 (年数)	父親大卒割合 (%)	母親学歴平均 (年数)	母親大卒割合 (%)
Lowest	3,368,024	1,259,394	11.29	0.59	11.63	0.00
Lower middle	5,117,369	1,815,095	12.52	4.89	12.74	0.17
Upper middle	6,460,371	2,186,856	14.04	37.16	13.43	4.38
Highest	9,281,548	2,780,023	15.75	84.57	14.65	38.88
全国平均	6,043,604	2,981,128	13.53	33.83	13.12	10.82

※「家庭の社会経済的背景（SES）」を構成する要素は一般的には職業、学歴、所得の三つの要素があげられるが、上記調査では家庭の所得、父親学歴、母親学歴のみを合算し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES、Lowest SES に 4 分割している。

以上の報告などから経済的困難な状況を要因とした家庭力衰退の問題について、高校生の実態をもとに次の6点にまとめた。

①保護者（親）自身の問題

保護者（親）自身の失業や精神疾病による仕事に就けない状況や保護者（親）の恋愛による子への悪影響など

②学業や日常生活に係る経費を子ども自身に負担を強いる問題

学校で実施される修学旅行の経費や日常生活の中で発生する定期代・スマートフォン料金などの経費を保護者（親）が子ども自身にバイトによって工面させているなど

③子どもの食生活の乱れに関する問題

バイトや友人との遊びにかかる時間の増加に伴う外食の増加（コンビニ弁当やファーストフード）による栄養の偏りなど

④親子のコミュニケーション不足の問題

子どものバイト拘束時間増幅により家庭にいる時間の減少、家族との家庭での生活時間のずれの発生など

⑤子どもの使える金銭的自由度拡大の問題

バイトをする子どもの割合の増加により子ども自身が自由に使える金銭（額）が増加など

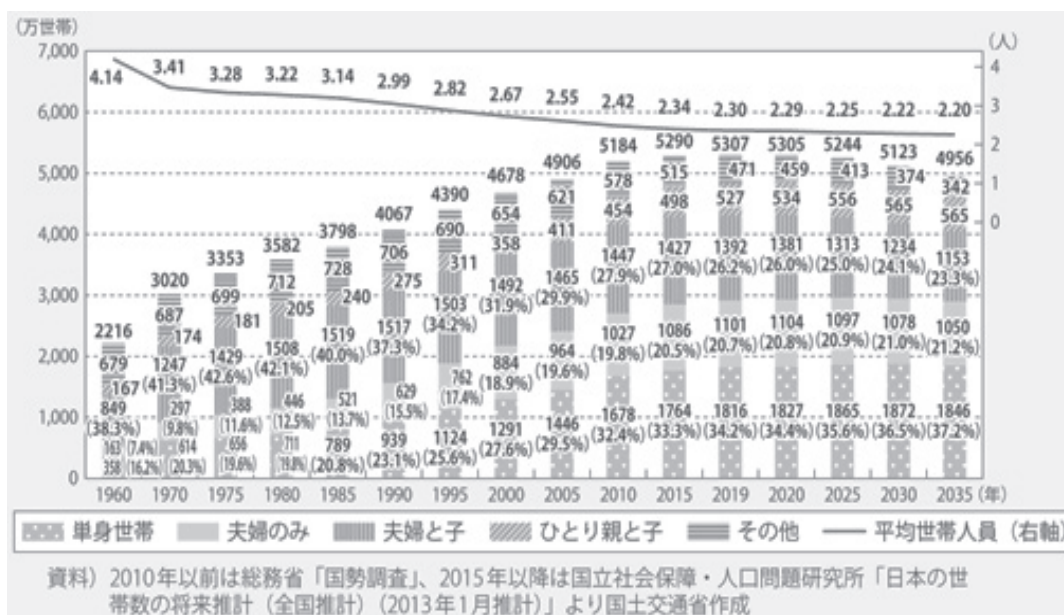
⑥保護者（親）子どもとのコミュニケーションの拒絶

親子のコミュニケーション不足による、コミュニケーション下手やコミュニケーション放棄、保護者（親）の権限と発言力の低下など

(2) 一人親家庭

国土交通省が「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2013年1月推計）」より作成した資料（図1）によると、「夫婦と子」の世帯は減少傾向（1985年：全体の約40%⇒2000年：約32%⇒2015年⇒27%）にある一方で、「ひとり親と子」の世帯は年々増加傾向（1985年：全体の約6%⇒2000年：約8%⇒2015年：9%）にあり、この先も増え続けると予想されている。

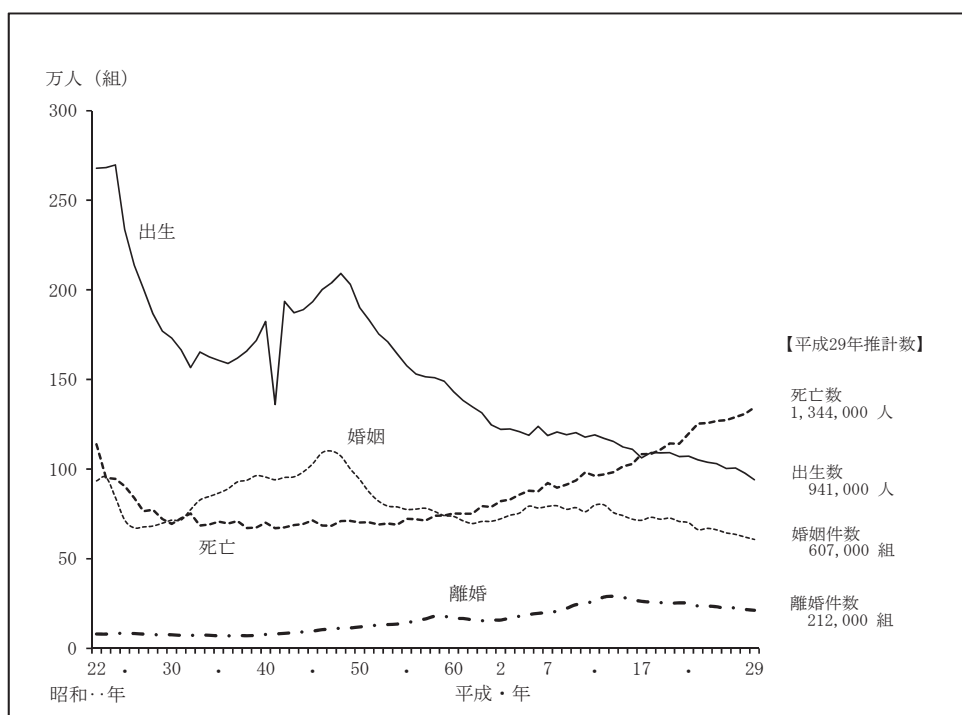
(図1)



一人親家庭の増加の原因は様々あると考えられるがもっとも多い理由は親の離婚であり、厚生労働省の平成 29 年度人口動態調査（図 2）によると近年では約 3 組に 1 組が離婚していると言われている。これに伴い、一人親家庭の子どもには様々な影響が生じる。1 点目は子どもの精神的発達・母子分離の問題である。一人親家庭では母子の愛着や家庭での時間の管理、生育環境の整備など子どもの健康的な精神発達を阻害する様々な要因が生じてくる。2 点目は善な大人モデルの欠如である。成長の中で本来いるはずのもっとも身近な模範となる存在、憧れの存在がないことは子どもの成長に少なからず影響を与えるとと言える。3 点目は高校生の妊娠・出産といった負の連鎖の発生である。親の影響から親だけでなく子ども自身も親同様に妊娠を経験するといった連鎖反応が起きている傾向がみられる。

これからの時代は、両親ともにいる家庭が前提ではなく社会全体として一人親家庭の存在を認知し、これを支援する仕組みを整えていくことが急務であると言える。

（図 2）



（3）ステップ家族

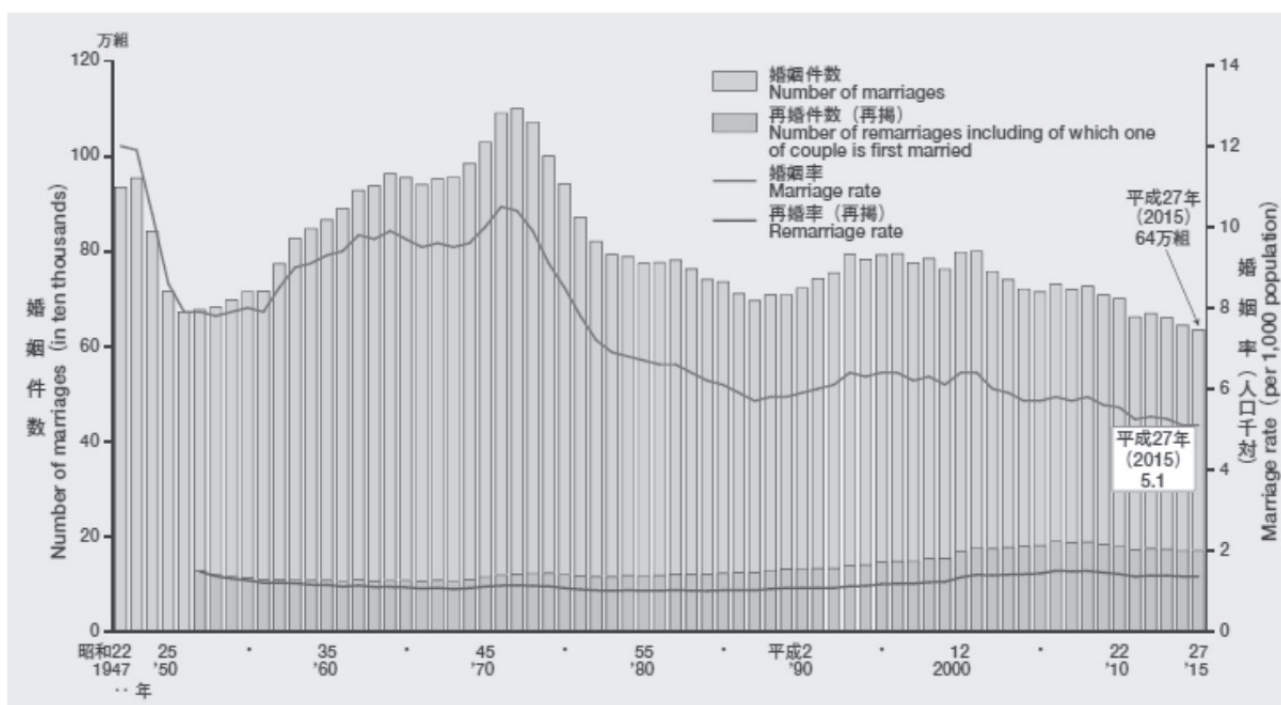
ステップ家族とは、父親または母親が再婚する際にそのどちらかに子どもが存在して新たに築かれる家族のことである。そのケースは様々であり、死別による子連れ再婚、離別による子連れ再婚、未婚で連れ子がいる結婚、片方に連れ子がいる再婚、双方に連れ子がいる再婚、夫婦のどちらかに、過去の離婚で子どもがいて別れたパートナーのもとにいる子どもと面会交流のある場合などがある。

ステップ家族となった家庭では様々な問題が生じている。高校生の子どもがいるステップ家族を例にその具体的な問題を示すと、女子高校生のいるステップ家族の場合、入浴や子ども部屋への入室など、ステップファーザーとの家庭での生活の関与の仕方から嫌悪感を抱いたり拒絶反応を示したりするケースが多い。また、男子高校生のいるステップ家族の場合、ステップマザーの作る食事を拒否したり母親として認めないなど元の母親像が存在することからの問題が生じている。

男子高校生の場合も女子高校生の場合も特に思春期まっただ中である高校生の場合、これまで実の親との生活に突然介入してくるステップファーザー及びマザーへの拒絶反応や、性に関連する問題が特にとりざたされている。

厚生労働省の平成 27 年度人口動態調査（図 3）によると日本における結婚の 4 組に 1 組が再婚である。前述した一人親家庭はステップ家族の予備軍であると言える。それにも関わらず、国の再婚家庭に関する調査はほとんどなく、その実態は明らかとなっていない。またステップ家族の抱える問題点に関しても社会の関心は低く、ステップ家族という家族形態の認知すら低いことが我が国の現状である。

(図 3)



(4) バーチャル・コミュニケーション

現代の子どもたちは第 1 スマホ（スマートフォン）世代と呼ばれている。したがってガラケーを使用したことがなく、当時出回った嫌がらせのチェーンメールなどの経験はない。スマートフォンを日常的に使用する現代の子どもたちは、過去と比べコミュニケーションの仕方が異なっている。一点目の特徴は、「何かを知りたい」と考えた際、現代の子どもたちはすぐインターネットで検索する。これにより、自身が経験したことのないことでも、あたかも自身が体験したかのような錯覚に陥り、「わかった気」や「知ったつもり」になりがちである。

二点目は、「聞いた」ことにより得た情報への信用が低いということである。そもそも現代の子どもたちは口をそろえて「聞いてないし」などという言葉の口癖のように使用する。例えば学校現場において注意事項を説明しても同様な返答が多く返ってくる。前述のとおり現代の子どもたちにとっての情報源はインターネットで「見た」ことが主流であるため、「聞いた」ことをイメージすることは非常に難しいことなのである。「聞いた」ことをイメージできないとこれを身体活動に結び付けることができず、学力が高い子においてもこの特徴は同様である。

三点目は、「孤独恐怖症」である。実際に「孤独恐怖症」という言葉が学術的に存在するわけではないが、現代の子どもたちは読んで字のごとく一人で孤独を感じることに強い恐怖感を抱いている。特徴的な例が LINE などのソーシャルネットワークサービス（SNS）でのつながりである。送信したメッセージに既読が表示されるか、SNS 上の友達が何人いるか、そんなバーチャルな情報に一喜一憂し、「一人でいられない」「必ず誰かとつながりたい」と考え、そこに安心感を抱くという他者による評価に自分の価値を見出しているという状態である。

考えるのは面倒くさいためすぐ調べ、すぐ聞き、これらが影響して、話す言葉は短い単語を発し、イマジネーションがわからないため理解が難しい、現場の子どもの実態はこのようになっている。

(5) 2層の自尊感情

今日、自尊感情という概念は世界的にも広く認識されており、心理学分野のみならず様々な領域において実証的な研究がなされている。自尊感情とは、自尊、自己受容などを含め、人が自分自身についてどのように感じているか、その感じ方のことであり自己の価値と能力に関する感覚および感情である。

自尊感情に関する実証的な研究は過去多く実施されてきており、1960年代には Rosenberg が自尊感情の研究と測定尺度を発表している。私自身の調査結果でも自尊感情は2層を示した。図4は、近藤卓が提唱した自尊感情のモデルである。自尊感情には、基本的自尊感情と社会的自尊感情の2つがある。基本的自尊感情とは、「生まれてきてよかった」「自分に価値がある」「このままでいい」「自分は自分」と思える感情で、他者との比較ではなく、絶対的かつ無条件で、根源的で永続性のある感情を示す。これが弱いと自分自身のいのちの大切さに確信が持てなくなる。一方、社会的自尊感情とは、「できることがある」「役に立つ」「価値がある」「人より優れている」と思える感情で、他者と比較して得られ、相対的、条件的、表面的で際限がなく、一過性の感情を示す。

(図4)

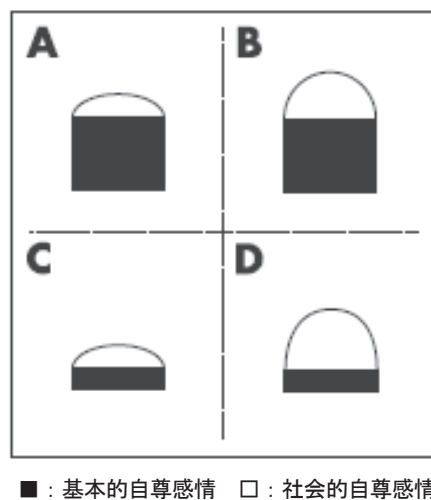


図4に描かれているのは人が持つ自尊感情のバランスの4つのパターンを表している。Aは基本的自尊感情が大きく社会的自尊感情が小さい人、Dはその逆、Bは両方とも大きく、Cは両方とも小さいパターンである。4つのパターンの特徴は次のとおりである。

- パターンA：社会的自尊感情は低いですが、基本が揺るぎないものなので、努力次第で大きくすることができる。「のんびり屋」や「マイペース」と言われるタイプである。
- パターンB：基本的自尊感情、社会的自尊感情ともに大きいパターンでバランスの取れている。たとえ一時的に社会的自尊感情が小さくなってしまったとしても後々盛り返すことができる。
- パターンC：基本的自尊感情、社会的自尊感情ともに小さい最も問題のあるパターン。自分自身を認められない上に、他者からも評価されていると感じていないことを表している。「孤独」や「自信がない」、「挑戦意欲が低く」引きこもりがちなタイプである。
- パターンD：社会的自尊感情は大きいですが、失敗や挫折によってこれがしばんでしまったら、パターンCに化す可能性が高い。「頑張り屋の良い子」や「挫折に弱い」と言われるタイプである。

近年、学校現場ではパターン A の中でも基本的自尊感情が空洞化している子どもたちに出会う。これはプライドが高い一方で自分を壊したくないために人との関わりを極力もたないパターンである。人の話やアドバイスは聞かず、自己中心的な行動をとる。パターン D は優秀な子どもが多いが一度の挫折で自分自身を保てなくなってしまい、ひどい場合には自殺につながるといったケースもある。しかし、高校生の時期に何らかの挫折を経験した子どもは、大人がうまく支援して立ち直らせることができれば社会に出た際に活躍できる人材になるため、レジリエンスを高める教育や支援が重要である。

3. 子どもの貧困が与える影響について

子どもの貧困の実態について述べてきたが、これが子どもの将来にどのような影響を与えるかということについて考えると、まず第一に考えられるのが食生活の乱れによって心身の健康に害を及ぼすということである。食生活の偏りや栄養不足などによって体格が小さく育つばかりでなく、不安が強い子どもになる心配がある。

第二に考えられるのは、経済的な困難家庭では様々な体験が不足するということである。体験の内容は様々であるが家族での外出や旅行、塾や習い事などもこれに含まれる。実体験が不足することで想像力の育成に影響があると考えられる。

第三に考えられるのは、家庭で時間の管理をしてもらえないことによる生活習慣の乱れである。親の仕事のため帰宅時間が遅かったり、そもそも食事を作ってもらえなかったりと子どもは家庭生活の管理をしてもらえず生活スタイルが子ども任せになってしまい生活習慣が確立しないことにつながっている。

この他にも体調を崩しがちになることや俗にいう「カマッテちゃん」化、諦めがちで挑戦意欲が薄い子どもに育つなどの影響もあると考えられる。また、大きな問題として学力の問題があり、低学力であることが理由で就職の形態も非正規雇用となってしまう、貧困の連鎖へと陥ってしまうのである。現在、この連鎖を止めるために国を挙げて中途退学者を減らす方策が進められている。

4. おわりに

子どもの貧困が与える影響について負の影響を紹介したが、一方で経済的に収入が少ない家庭においても子どもが立派に育っている家庭の例は多くある。また親の教養があり、子どもの時間の管理をしっかりとしている家庭ではやはりその子どもは立派に育っている。親の教養とはイコール学歴ではないので、例えば、体験活動（朝早く起きて親子でキャッチボールするなど）やお手伝い（仕事に行く前に一緒にご飯をつくる）を習慣にしたり、読書を習慣（本の読み聞かせや家族で図書館へ行くなど）にしたりするなどしている家庭ではそれが正の影響につながっている。つまり、親の子どもに対する姿勢が非常に重要であり、併せて「どんなことがあってもあなたが大切、守るよ」というメッセージを発信しているかということが子どもの貧困から救える手がかりとなる。

児童養護施設で育った子どもたちは皆「次は自分がいい家庭を持つ」と前向きに話す。このような姿を見て、児童養護施設では職員が子どもたちに前向きに接していると感じることができる。そういう意味では、このような社会のネットワークがきちんと整備されることが、子どもを育てるのに有益であるということを実感できる。

今後、支援者に求められるのは、①これまでの子どもの負の体験について成長へつなげられる体験であるというメッセージとして発信すること、②これまでの各種体験について聴き、価値づけること、③過去の体験の証言者となること、④失敗体験を価値づけ・応援すること、⑤辛抱強く待つことの5つである。やはり人を支援するのは人であり共有体験の重要性、その体験を意味・価値づける、見守る誰か、大人が子どもにとっては絶対的に必要であると考えられる。

第5分科会

【発達障害】

青少年の発達障害支援～注意欠陥多動性障害（ADHD）と自閉スペクトラム症（ASD）を中心に～

星野 恭子

（昌仁醫修会瀬川記念小児科神経学クリニック理事長）

1. 神経発達症とは

神経発達症は DSM-V に定義された新しい発達障害の概念である。現在は以下をまとめて神経発達症といわれている。

- ・ 知的能力障害（かつての精神遅滞）
- ・ コミュニケーション症群（言語症、小児期発症流暢障害など）
- ・ 自閉スペクトラム症（ASD）（自閉症及びアスペルガー症候群など）
- ・ 注意欠陥・多動性障害（ADHD）
- ・ 限局性学習症（SLD）ディスレクシアなど
- ・ 運動症（常同性運動障害、協調性運動障害、チック症（トゥレット障害）など）

しかし、上記の疾患はそれぞれ病態が異なるため、このようなまとめ方には、異論があると考えている。診断名は年々変化し混乱をまねいているが（例えば、アスペルガー症候群は削除された）、病態は変わらないため、病態から考えるアプローチが必要である。

ADHD には不注意、多動性、衝動性と 3 つの大きな柱がある。不注意は、集中困難、順序立てられない、話しかけても聞いていない様子に見える。多動性は、そわそわ、もじもじ、落ち着かない、しゃべっている、どこかに行ってしまう。衝動性は自分を抑えられない、抑制系の障害である。依存性にも関連し、ギャンブル依存も症状の一つである。

2. 支援する側の 2 つの視点より

（1）個性の視点

発達障害は、生まれ持った個性の一つであるが、少数派なので理解がされにくい。その「個性」を本人も保護者も周囲も理解し、声掛けをすることで問題が緩和されることがある。

① 保護者が患者（子ども）を理解するために、支援者から保護者にかける言葉

「発達障害」という言葉は多少理解できるが、「知的障害」や「自閉症」という言葉は受け入れられないという保護者が見受けられる。そのような場合は、支援者から「個性の一つである」に加えて、「本人ができるレベルを大切にしましょう」、「大集団に入れずに少人数が良いと思います」、「本人を受け入れてくれる仲間を探しましょう」、「無理なことはせず、出来ることを伸ばしましょう」等の声掛けをし、本人の個性を理解し、適切な環境を整えることが大切である。

② 患者本人が自分自身を理解するために、支援者が本人にかける言葉

小学校高学年以上になり自我が出てくると、自分が出来ないことに気づくが、それを受け入れることができない。そのため本人は非常に傷ついており、自己肯定感が低くなる。「どうせ私は（僕は）」という言葉をよく口にする傾向がある。

その際、本人にはやさしく、受容を基本に「周りにも得意、不得意がありますよ」、「あなたのできることを探しましょう」、「無理なことはしないでね」等の「大丈夫だよ」という言葉をかけることが大切である。

③ 二次障害の対策 = 保護者が子どもにかける言葉

二次障害とは、障害を理解されずに起こる適応障害のことで、うつ等になることである。理解不足により、否定的な評価や叱責等の不適切な対応が積み重なると、自己肯定感が低下する。

保護者が患者（子ども）にかける言葉がとても重要である。「今までよく頑張ってきたね」、「今まで気づけずに悪かったね」等の保護者が本人を理解していること、そして、今までの対応を反省するような受容的な言葉、安心感を得られるような言葉かけが重要である。

このような対応で、情緒の不安定、反抗的な行動、深刻な不適応の状態等を防ぐことができる。

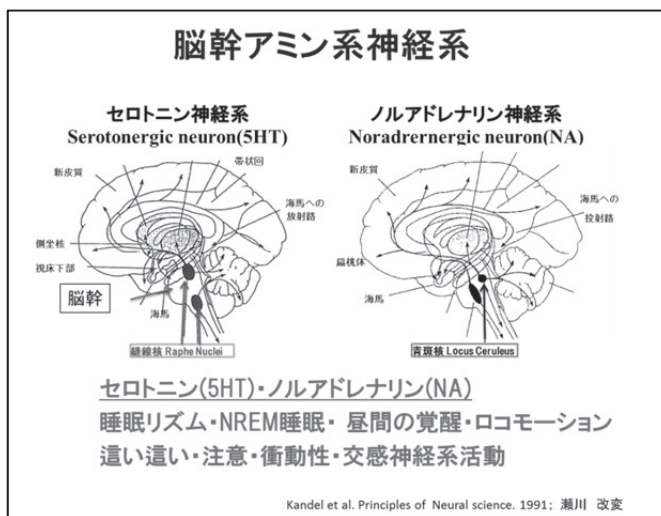
(2) 脳科学の視点

個性として理解することも非常に重要であるが、理解だけでは解決できない場面もある。適切な対応をしているが、問題の解決が難しい場合は、脳科学の視点、疾患としての視点を持っていることが大切である。

すなわち、セロトニン、ノルアドレナリン、ドーパミンなどのアミン系神経系、睡眠の問題、前頭葉の問題等が発達障害の原因と考える視点である。

セロトニン、ノルアドレナリンは、脳幹から大脳皮質に広くひろがり、特にセロトニンは神経そのものを作る。さらに、衝動を制御し、安定した心の状態を保つ物質である。ノルアドレナリンは交感神経系に関係し、交感神経は過剰興奮となると、ドキドキしたり、汗をかくなど、自律神経の動きと連動し、パニック障害の症状を呈する。(図1)。

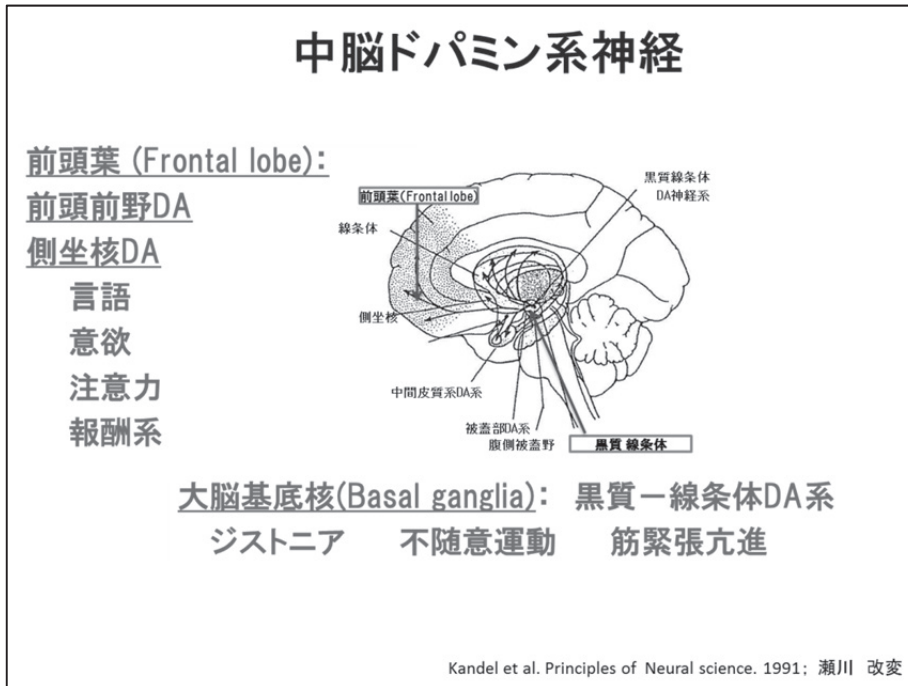
(図1)



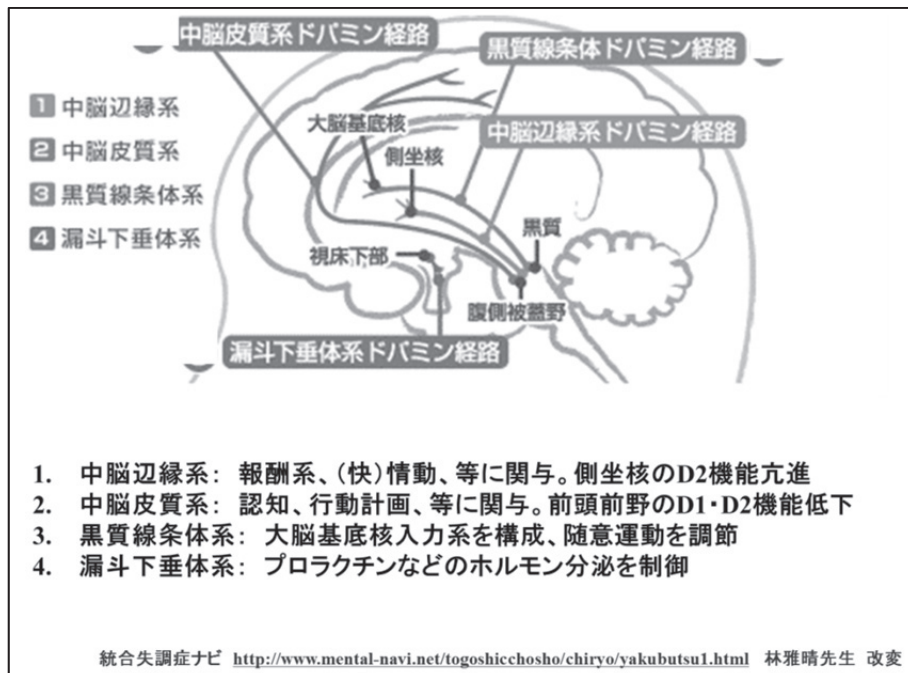
ドーパミンは前頭前野で注意力、集中力に関係し、報酬系、すなわちご褒美があると頑張れるという性質がある。そして、大脳基底核という運動に関連する場所から投射される。

(図2)。今わかっているのは、図3に示した4つの経路であり、例えば、黒質線条体ドーパミンはパーキンソン病に、中脳辺縁系は前頭葉の機能、意欲、報酬系など、発達に大変重要な役割を示す。

(図2)



(図3)



3. 発達障害の薬について

(1) 発達障害の薬物療法

発達障害の薬物療法については、薬の投与に関し、保護者の理解が重要である。環境調整や療育では対応しきれない場合に薬物投与を行う。発達障害への薬物療法の一例は以下のとおりである。

・行動障害

少量 L-dopa 療法（ドパストン散 0.5 mg/kg、保険適応外、瀬川門下生使用）
 ドパミン調整剤（アリピプラゾール＝エビリファイ）
 抗ドパ剤 リスペリドン、ハロペリドール

・情緒不安・抑うつ状態

SSRI＝セロトニン再取り込阻害薬（セルトラリン、フルボキサミン）
 抗不安剤（タンドスピロン、エチゾラム等）

・抗てんかん薬

バルプロ酸ナトリウム、カルバマゼピン、ラミクタール

・睡眠薬

メラトニン受容体刺激剤（ロゼレム）、リスペリドン
 非ベンゾジアゼピン系睡眠薬（マイスリー等）

(2) ADHD の薬物療法

ADHD の代表的な薬剤には、コンサータ、ストラテラ、インチュニブがあげられる。それぞれの薬の特徴には違いがある。図 4 は ADHD の薬剤の特徴を示したものである。例えば、コンサータやストラテラは食欲を落とし、チック症状に悪化が見られる場合がある。しかし、前頭葉の血流をあげるとされるインチュニブは、チックを増悪しないが、初期の眠気と血圧低下がある。適切な判断と処置が大切である。

(図 4)

ADHDの薬剤の特徴			
	特徴	副作用	適応
コンサータ	中枢神経刺激剤 即効性 覚醒作用あり	食欲低下・成長障害 依存性の危険	緊急性を要する 昼間の眠気あり
ストラテラ	中枢神経非刺激剤 緩徐 軽度覚醒作用	軽度食欲低下 カプセルが飲みにくい シロップに苦みあり	液体しかのめない 昼間の眠気あり 緊急性がない
インチュニブ	前頭前野機能改善 鎮静作用が強い 内服しやすい チックの増悪が少ない 不安を和らげる 食欲低下がない	初期の眠気が強い 血圧低下、徐脈の危険	多動、衝動性が強い 不安が強い チックがある

4. 多重負債という観点

発達障害を抱える子どもには、発達障害の症状のみではなく、周囲の環境や症状に起因するその他の問題を抱える事例が多くみられる。その状態を多重負債と呼んでおり、以下にあげる事例は多重負債の一例である。

(1) 保護者の問題

発達障害を抱える保護者には、保護者自身が ADHD や ASD の症状がみられるケースがある。保護者自身が、衝動性が抑えられない、または社会性に問題を抱えていることがある。その場合、自分自身と同じであるため、子どもの障害の重さが理解できない、障害そのものが理解できないため、手帳等の取得が困難であり、医療機関やその他の支援機関に行けない等の問題が発生する。

そのような場合は、福祉や医療に相談し、保護者が適切な手当の申請や医療機関の診療を受ける機会を得られるように連携を取る必要がある。児童相談所や警察、支援機関の紹介を受けるなど、支援者同士のコミュニケーションが大変重要である。

(2) ゲーム・ネット依存

発達障害の子どもは、ゲームまたはネット依存に陥りやすい傾向になる。ASD は興味が広がらず、言語コミュニケーションに問題があり、一人遊びが好きな傾向がある。ADHD は、ギャンブル性や衝動制御が難しいことから止められない。課金による事件も発生しており、2 歳児が 7 万円、3 歳児が 23 万円を保護者が支払った事例もある。

ゲーム・ネット使用の時間制限や通信制限をかける、薬物療法による治療を施したりと対策はあるが、最も重要なことは、大人とのかかわりであり、両親がゲーム以外で遊べることである。引きこもりの場合は、昼間、本人が過ごすことのできる居場所を作る必要がある。理解ある環境で、好きな作業や運動ができ、仕事などを通して、仲間ができ、同じ目的を持つことが重要である。

5. 未来を変える支援や治療について

近年、発達障害の認知力は向上したといえる。行政や民間、医療現場等の支援や治療の機会は増えている。また、支援グループや就労支援も多様化してきており、長期的な支援を視野に、集団形成や仲間づくりを行っている。

【行政】

- 発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施
 - ・ 発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業
 - ・ 巡回支援専門員整備・発達障害研修事業
 - ・ 発達障害情報・支援センター運営事業の推進（各都道府県・政令指定都市設置）
 - ・ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業
 - ・ 子どもの心の診療ネットワーク事業

- 発達障害者の就労支援の推進
 - ・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進
 - ・発達障害者就労支援者育成事業の推進
 - ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

【医療】

- 医師が書く診断書
 - ・手帳 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ・手当
 - ①特別児童扶養手当
20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給
 - ②障害児福祉手当
精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給
 - ③特別障害者扶養手当
精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給
 - ・年金
 - 障害者基礎年金（20歳以降に取得）
 - ・自立支援医療（精神通院医療）
医療の自己負担が1割となる

【民間】

- 発達障害児への就学支援
 - ・通信制高等学校、フリースクール
- 発達障害児への就労支援、キャリア支援
 - ・就労支援、ジョブセンター、ジョブコーチなど

6. おわりに

発達障害の子ども達の未来にとって大切なことは、周囲の大人が理解し、支援していくことである。それには、周囲の大人（支援する側）の協力が不可欠だと考える。

日頃から各関係機関が連携を密にし、情報の共有を行っていく必要がある。例えば、行政の研修会に参加する、民間の事業所を見学する、協力をしてイベント行うなどである。特に紹介先の医師を知ることが重要である。紹介先の小児神経科、児童精神科医を訪問してみる、講演会の講師をお願いする等、医師との深い関係を築いていく努力も欠かせない。お互いの顔が見える連携が大切である。そのような周囲の大人の理解と支援が、発達障害の子ども達が、笑顔で幸せに生きることができ、明るい未来を築けると考える。

シンポジウム

「複雑化する青少年問題にどう向き合うか～『連携』を問い直す～」

コーディネーター	元永 拓郎（帝京大学文学部心理学科 教授）
指定討論者	松田 考（公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 若者支援事業課長、 札幌市若者支援総合センター館長）
シンポジスト	後藤 啓二（弁護士、NPO 法人シグマ・子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事） 大宮 美智枝（神奈川県立厚木高等学校 教諭） 八並 光俊（東京理科大学理学研究科科学教育専攻・教授、 中央教育審議会初等中等教育分科会・臨時委員）

1. はじめに

○元永氏

連携が重要だということは、長年にわたり本研究集会の大きなテーマである。ここでもう一度、連携がなぜ必要なのだろうか、実際どんな形でやっているのだろうか、連携って何だろうかと問い直すことが必要だと思っている。そのような問いについて、本シンポジウムでは自由に話していきたい。

2. 分科会の様子及び「連携」の考え方

○大宮氏

私は、先ほど子どもの貧困というテーマで分科会を行った。その中で、「自分の家が貧困だと明らかになるのが嫌で来ないので、子ども食堂をやっているでも本当に困っている人に届かない」、「地域で何とかしていかなければいけないとわかっているが、どう地域を巻き込んでいったらいいのか」、という話があった。

私は一つの事例として、感謝、労働の対価として「ありがとうコイン」を使用するという事例を取り上げた。これは、商店街でお買い物が 20% 余計に出来るという類のものではなく、例えば、旅行に行っている間に庭の水やりをしていただいた場合にありがとうコインを支払う、子ども食堂などで食事を無料提供していただいた場合にありがとうコインを支払うといった使い方である。

これは、必ずしも困っている保護者だけが使うということではなく、もらったりもらわれたりというやりとりによって、誰もが社会に関わる一つのきっかけになることを目指している。組織や仕組みだけを作っても、循環する血液のようなものがなければうまく動かないため、このようなことをやっている地域もあるということを紹介した。

次に、学校における連携の良い点は、役所ではなかなか介入できなかった家庭へ、学校からの通報があることで介入できるなど、早期発見の門戸になりやすいことが挙げられる。また、民生委員の方は、地域で本当に子どもの育ちを見ているため、支援につなげやすい。

逆に問題点として、多くの教員は教科指導が中心であり、地域の福祉的な面や行政的な

面は非常に疎い。教員は、おせっかいをやいたり人が好きだったりする人が多く、元々のポテンシャルはあると思う。しかし、実際は授業を行い、放課後子どもの話を聞き、親を夜に学校へ呼び、土日は部活にも出てというように、なかなか自由に動けるようになっていない。もう少し自由に動けるように、仕組みなどが工夫されると良い。

高校をやむなく退学していく子どももいるが、彼らにも「困ったときに来てね」「よくなるように待っているよ」と伝えるなど、これで終わりではなく、人としてのつながりや友愛など、学校や教員でも出来ることはあると思っている。

○後藤氏

児童虐待については、年々増加を続け、児童相談所への通告件数は昨年度 12 万件であった。平成 2 年度から 111 倍になっており、毎年右肩上がり増加している。虐待によって殺される子どもは毎年 100 人程度である。しかし、実際はその 3.5 倍はあるということが日本小児科学会の推計として出ており、非常に深刻な課題になっている。そのため、関係機関が情報共有の上、連携して対応するというベストな体制をつくらないといけない。

現在、茨城県と高知県を除き、児童相談所は警察に対して虐待案件の情報提供をしていない。市民の方は警察と児童相談所に約半数ずつ通報しており、警察は受けた虐待案件の全件を児童相談所に提供している。また、児童相談所が関与しながら虐待死に至る事例が、過去 10 年間で 150 件に上っており、同様にその多くが警察に情報提供されていない。

情報共有するメリットとして、見逃しリスクを減らすことが挙げられる。警察が現場に向かった場合、夫婦げんかと言われその場を離れた後に虐待死させられるといった事件がある。更には、24 時間体制で巡回している警察官が、児童相談所が把握している虐待家庭に遭遇することが非常に多くある。その家から 110 番が入ったり、迷子を保護したりという事案に対応した時、児童相談所から情報を得ていれば、虐待を見逃さずに対応できるとともに、その状況を児童相談所に報告することで児童相談所が家庭訪問だけでは得られない情報を入手することができる。また、情報共有していれば、特に危険な家庭に対して警察と合同で家庭訪問を行うことで、子どもの安否確認ができ、保護しやすい。しかし、この情報共有が出来ていない現状がある。

児童虐待は、本来守るべき親が加害者で、家庭という密室の中、全く外部の目が届かないところで行われる行為という点が、子どもをめぐる他の事案と異なっている。また、子どもは自ら訴えることができず、逃げることもできない。

そのため、虐待は社会全体で取り組まなければならない課題である。行政、関係機関が守らなければならない。それは児童相談所と市町村の警察、あるいは学校と病院である。私は、それらが情報共有し、連携して活動するよう法律に記載してほしいという要望を国に行っているが、まだ実現していない。

アメリカやイギリスでは、警察と児童相談所の連携、情報共有は原則であり、共同して対応にあたっている。

○八並氏

私は、生徒指導やスクールカウンセリングの専門家である。

分科会では、「いじめ防止対策推進法」と「チーム学校」の2つをキーワードに、いじめの防止に関して講義を行った。

平成13年頃から、特に子どもたちの暴力行為などで文部科学省を含め全省を挙げ、学校と関係機関等との行動連携を策定し、その中でサポートチームの理論化と実践モデルを提示した。したがって、平成13年頃から子どもたちの問題はすでに複雑化していたということである。

また、平成2年頃私は、アメリカのインディアナ大学で研究していたが、アメリカの多くの州で不登校というものはなかった。子どもが学校を無断欠席すると、虐待を受けていないか、犯罪をしていないか、犯罪に巻き込まれていないか、児童労働をしていないかを疑い、保護者を召喚する。当時の日本では、不登校はどちらかという個人的心の問題だと言っていたが、アメリカにおける対応は全く異なっていた。

その後、日本に帰ってきてすぐに重大な児童虐待事件が起きた。岸和田での虐待事案では、中学生の子が、体重24キロ程で瀕死の状態だった。学校は不登校だと思っていたが、その背景には親からの強烈なネグレクトがあった。つまり、不登校も今は、虐待あるいは虐待の疑いがあるということが前提になっている。例えば、不登校の背景に発達障害がある場合、心の問題だけでなく、家庭の問題あるいは医療の問題がかかわってくる。そのような場合、不登校の解決に関して、学校だけでは到底太刀打ちできない。

平成25年にいじめ防止対策推進法が公布され、4年近く経過し、各専門機関、専門職が連携して対応していく時、私たち専門家は法律を後ろ盾とする。いじめに関しては、いじめ防止対策推進法という法律をお互いが理解し、共有することが行動連携の大前提となる。

もう一つ、いじめ防止基本方針がある。これは、国及び学校で策定することが義務づけられており、地方公共団体でも努力義務となっている。学校と関係機関等が行動連携する場合には、学校が作成した学校いじめ防止基本方針を理解しなくてはいけない。また、その基本方針に沿っていじめの防止や対応していかないといけない。例えば、いじめの事後対応として第三者委員会が調査に入った場合、調査のポイントは学校がいじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針に沿ってきちんと防止努力や対応をしたかがポイントとなる。したがって、学校との連携を想定すると、関係機関等との連携では、いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の2点を理解しているかが非常に重要となってくる。

また、連携といっても、視点がいくつかある。一つは事後での行動連携である。事案が起きてから、学校と関係機関等が連携する。アメリカのスクールカウンセリングでいえば、「リアクティブ型」と呼ばれるものである。

先ほど話した平成13年から実施しているサポートチームは、非常に深刻なケースに対して、その問題を解決するために学校と関係機関等を組み合わせて解決するという方法を取っている。そういう意味で、リアクティブ型の行動連携である。

ただし、私は、いじめは単なる子どもたちのいざこざではないと考えている。人を死に至らしめるものであり、重大な人権侵害であり、時として犯罪行為である。そのことを考慮すると、防止が大事である。すなわち、いじめを起ささないための連携が重要である。これは「プロアクティブ型」と呼び、先手型または防止型の対応である。いじめが起きてから対応するというだけでなく、いじめが起きないようにどう工夫して対応していくか、そのようなプロアクティブ型の行動連携をぜひ考えていただきたい。

別の視点として、「横の連携と縦の連携」がある。例えば、中学校でいじめが起きた場合、学校と児童相談所、警察、医療機関というように横で連携する。ところが、暴力行為や不登校の防止や対応では、解決に時間がかかる場合が多いので、縦の連携が重要となる。すなわち、小学校から中学校の連携、中学校から高校の連携、あるいはもっと低い幼稚園、保育所と小学校などである。

つまり、連携の視点として、第一に、早期発見・早期対応を含む事後対応のリアクティブ型の行動連携、第二に、未然防止に重点をおいたプロアクティブ型の行動連携、そして第三に、縦と横の連携がある。この3つの組み合わせで考えていただきたい。

私は、いじめが起きないようにするため、学校だけで対応するのではなく社会総がかりでいかにやっていくかということ考えたほうが良いと思っている。例えば、横浜市教育委員会は、他者理解、人間関係能力、コミュニケーションスキル、キャリアプランニング力といった、子どもたちが社会に出ていくときに必要になる社会的スキルあるいは集団生活を送る上で必要な社会的スキルを育成する教育プログラムを開発して、授業を通して生徒指導をやっている。生徒指導を、授業や体験活動に組み込んでいき、それを小学校、中学校へと継続していく。そのようなスキルトレーニングなども非常に有効である。埼玉県の中学校で行ったデータでは、生徒指導がうまくいくと、安心・安全な学校づくりに結びつき、学力も上がるという結果がある。生徒指導と学力は、非常に相関しているということである。

そしてもう一つ、分科会のキーワードにチーム学校を取り上げた理由は、中央教育審議会でも議論されている教員の働き方改革の中で、地域の力を活用するという考え方に注目したためである。例えば、学校の登下校のとき見守りを地域住民にボランティアでもらう、放課後や土曜授業のサポートをしてもらうなど、地域の人々の目や力を学校に入れることで、いじめの防止効果も高まる。

また、社会教育との連携が重要になってくると考えている。例えば、家庭教育支援チームという体制がある地域では、保護者へ学習の機会を提供している。小学校1年生の段階でいじめが4万件を超えている今、就学前の家庭教育、幼児教育において、いじめ防止に関する手を打たないといけない状況になっている。そのためには、社会教育の力を借りる必要がある。しかし、社会教育の実態を見ると、子どもの様々な教室や行事に来る保護者は教育熱心であるが、問題はそういうところに来ない保護者に、どうアプローチし、勧誘するかであり、そこで、アウトリーチによる家庭教育支援を行っている。アウトリーチというのは訪問型家庭教育支援である。地域でなかなかコミュニケーションがとれない家庭に訪問し、そこで子育ての悩みなど聞く、専門的な機関を紹介するといった方法である。このような、いじめ防止につながる学校の関係機関等との行動連携や地域連携といったものを組み合わせて、活用するとよいのではないかと考えている。

最後に、連携の成否は人に依存する。とりわけ、誰がそのコーディネーターになるかという人選が非常に鍵になる。さらに、学校関係者の方に伝えたいことは、校長あるいは教育委員会の指導主事と呼ばれる人の考え方や動きが非常に重要になってくる。

ぜひ、いじめによる自死ゼロを目標にして、連携していくということを検討してもらいたい。

3. 連携における問題点

○松田氏

ある子どもの今後の支援をプランニングするにあたって、アセスメントを立体的に行うために情報が共有されるということは問題ないが、「連携」するためにまずは情報を関係機関で回すことに目が行きがちなところは注意したい。

また、チーム学校は非常に素晴らしい制度だが、学校は、学校の中に専門家が入ってくることは得意だが、学校から出ていくのは余り得意ではない。学校と地域の連携には壁があるというが、その壁についているドアをどうしても内側に開ける傾向がある。チーム学校は、他職種の専門家が学校に入る結果、子どもたちへの支援力は上がるかもしれないが、教員の業務量は増えていくことになってしまい、結局問題が解決するのかという疑問がある。

学校が抱える子どもたちの課題、問題を、外へ出していく。先生がアウトリーチすることではなく、外の機関で支援していくから先生はサブでかかわってくださいという形がもっとあって良いのではないかと考えている。

これは家庭も同様である。家庭の中に介入する、親を教育するというだけでなく、親が子どもを手放せるような環境をどう作るか。

そして、最後に、「連携」をしようと考えた時、業務量は増え、コストがかかる。その業務量、コストの増加に対し、社会全体として理解を示すかという問題がある。例えば、ある一時保護所は満床状態で、新たに受け入れる余裕がないとなった場合、もっと一時保護所をつくる必要があるか、里親さんをもっとお願いするのか、そのお金はどうするのかといったコストというリアルな話を抜きに、専門家同士が手をつなげはうまくいくという「連携」の理想論だけでは難しい部分が現実にはある。

○元永氏

情報共有の前提として、何のために連携するのか。そして、連携において、学校はもっと外部機関に任せてもいいのではないか。また、様々なコストの問題など、多くの指摘をいただいた。

4. 学校における連携

○大宮氏

松田先生からいただいた、学校がドアを内側へあけるという例えは、まさしくその通りである。しかし、現実には学校から出ることが非常に難しい。担任を持っていれば、クラスの子どもの置いて外に出ていきづらい。授業は必ず同じように持たされている。ただし、今、神奈川県は再任用の方が多くなっており、彼らのマンパワーをもっと使えるはずであり、学校に人がいないわけではない。学校には、法律や社会の決まり事は分かっていないが、熱心で積極的な先生は多い。

しかし、学校と地域をつなげてくれる人がいない。スクールソーシャルワーカーの制度が始まったが、その方が地域に根差していないことも多く、課題のある生徒に対しては、就労体験の場所も口コミで一軒一軒教員が電話している状態である。

○松田氏

学校の先生にもっと外に出て行って欲しいということではなく、放課後はこの子の責任は学校ではありませんと言えるような世の中になってほしい。学校に過剰に期待と責任を負わせているという印象がある。

○八並氏

この議論をするとき、リアクティブ型の連携とプロアクティブ型の連携を峻別して議論しないといけない。先ほど情報共有の話があったが、私自身平成13年から16年にかけて、サポートチームとして、アセスメントからプランニング、実践、評価の流れについて、学校と関係機関の連携のモデルプランを策定した。

そのとき最終的に問題になったことは、情報共有をどうするのかということであった。「個人情報保護に関する法律」が、平成17年から全面実施になる状況もあり非常に問題になった。今話があった情報共有は、リアクティブ型のサポートチームを編成したときの情報共有である。また、コストの問題も同様で、人も時間もかかり、そこで発生するコストをどのようにするのかという課題がある。

他方、プロアクティブ型の連携での具体例として、高知県のチーム学校がある。同県では、学校応援団を地域の人がつくり、授業後の補習、あるいは授業の外部講師、見回り活動が無償で行っている。学校応援団という形で、コストがかからずに地域の人思いやりで活動がなされている。

いじめ防止という観点であれば、ただ単にいじめはいけないよということではなく、異年齢集団や自然体験の中で、子どもたちの社会的なスキルを育成していく、それらを地域あるいは社会教育施設、青少年教育施設と連携してやっていく。そのような活動が、遠回りに見えるが、実はいじめの防止につながっていく。

何か深刻な事態が起きた後の連携を考えたときの課題と、未然防止や再発防止のための連携は、区別して考えていくべきである。

5. 情報共有の在り方

○元永氏

例えば、このクラスはこんなボランティアをやりましたといった良いことの情報共有は、地域の人たちが学校に良い目を向けるきっかけになることもある。リアクティブ型の情報共有をやることと同じくらいプロアクティブ型の情報共有として、もっと良いことの情報共有をやっていくことも大切である。

また、そういうことをしないと、学校は悪いことばかり起きているという印象になってしまう。地域を耕すためにも、このような連携方法が一つのポイントになると思う。

○後藤氏

情報共有の話では、各機関が余裕がない状態で、それでもやはりこの子のことが心配だから教えてくれと言っているのだと思う。気軽に言っているような状況ではない。

○元永氏

連携をするというときに、相手の人はどういうことを考えているのか、相手の人は何をやろうとしているのかということに対する想像力を働かせることが大切である。また、想像力だけでなく、これまでの事案、事件、経験を考えれば、当然我々は想定できることが多くあるが、実際には想像がつかないようなことも起きる。その想像力を私たちはもっともっと持たないといけない。

○後藤氏

例えば、児童相談所から警察が情報をもらったら、それを警察のデータベースに入れ、様々なことが起きたときに照会することができる。事案の対応の際に、重大なケースの可能性があるとことを確認できる。虐待現場に行ったときには、親からの夫婦げんかという報告だけを鵜呑みにせず、虐待を見逃すことがないようにする。あるいは、迷子、家出少年を保護したときに、背景に家で虐待されている、不適切な養育環境があるといった情報をもっていないと、そういう家にまた子どもを帰してしまうということが起こる。

なぜ情報共有が必要なのか、どういうことに使うのかというのは関係機関同士よく説明しないと、なかなか理解してもらえないということは、私の経験上もよくあることである。

○元永氏

コストという考え方で言えば、実際にどの程度費用が上がり、業務的な負担が上がるのか、そして連携をしたことによってどのような効果が出るのかという客観的な指標があったほうが良いと思っている。

ただ、それをやるには更にお金がかかる。実践の現場として、連携すると効果があるという実感も大事な評価の一つだと思う。そういうことが世の中を動かしていくこともある。

関連して、高知県で警察と児童相談所が連携したことによる虐待の状況の変化や現場の声などを後藤先生にお聞きしたい。

○後藤氏

連携した結果、虐待の件数が減ったかどうかというのは、なかなか出ないと思われる。虐待というのは貧困等様々な問題によって起こるものであり、連携の効果とは言えない。また、虐待が抑止された案件は、データとして出てこない。ストーカーを含め、無事に終わった事件がどれなのか、どう評価したらいいのか分からない。この点は、ぜひ専門家の方の力をお借りしたい。

○元永氏

確かに、成功した場合は当たり前と思われ、問題が表面化したときに問題になるので、そこは非常に悩ましい。

松田先生の投げかけから、様々な意見をいただいた。その他、シンポジストの先生から聞きたいことはあるか。

6. セーフティネットにかからない子どもへの対応

○大宮氏

義務教育と高校では、セーフティネットの網の大きさが全く異なり、高校生になると急に保護する機関がなくなってしまう。児童養護施設にいる子どもは、高校をやめると施設を出ていかないといけない。そこで、自立援助ホームという15歳以上の児童養護施設に保護されない子どもたちを住まわせる機関があるが、そのような施設がもっと必要だろうと考えている。

これら年齢によるセーフティネットの違い、またネットから落ちてしまっている子どもたちをすくって社会の一員として様々な力をつけてあげるための支援について、意見をいただきたい。

○八並氏

私は、分科会では義務教育に焦点化した。それは、義務教育の場合、停学や退学も出来ないため、逃げようがない。その状況の中で何とかしなければいけない。高校になると、今度は停学も退学もできる。

また、日本の公教育の場合、幼保、小中学校に関しては非常に手厚いが、高校に関しては意外と冷徹である。文部科学省の調査では、平成28年度に全国で244人の子どもが自死している。その内、70%は高校生である。つまり、自死リスクは発達段階が高いほど大きいということである。そのようなリスクの観点を踏まえると、発達段階によって連携の内容も変わってくるため、ある程度学校段階や年齢で区切りながら議論をする必要がある。

もう一点、特に小学校就学前から学童期の保護者（親）教育（ペアレント・エデュケーション）も重要である。島根県では、子育てサロンなどで保護者にいじめ防止や児童虐待防止の学習を実施している。保護者が、子どもが学校に入る前に正確な知識を理解し、防止努力を怠らないことは、未然防止には効果的である。つまり、子どもの問題行動の背景を、小学校就学前の家庭教育を含んで考えないと解決は難しい部分も多いと思う。加害児童生徒がいじめを繰り返さないようにするために、その子どもたちの家庭で保護者の暴力行為が日常化していないかまで想定する必要がある。そのためには、アウトリーチ型の家庭教育支援によって、保護者の悩みなどを把握し、関係機関等で情報共有していくといったことが大事ではないか。

○元永氏

対象をどうするかという議論は非常に重要である。また、地域で集まり、顔を合わせ、地域の特性に応じて議論することが大事だと感じた。

連携することの重要な意味の一つは、サービスが届いていない人はいないか。もし届いていない人がいるとすれば、その人に届くようにするためにはどうするか。その中で、アウトリーチという方法論もあるし、違う人を連携のために呼び込もうという地域に対するアプローチもある。

7. 質疑応答

○質問者

高知県で、警察官と児童相談所の職員がチームを組んで対応するという話の発展として、警察官が児童相談所職員になるというようなことは考えられるか。また、チームで対応するときに、どうしてすぐ加われるのか、そのような風通しのよさはどのように生まれたのか。

○後藤氏

児童相談所へ現役の警察官が出向しているということは、各都道府県で実際にある。それもやり方の一つではあるが、高知県は組織のまま連携をしている。

高知県では、児童相談所と高知市の虐待担当部局が、前の月にあった虐待案件を翌月の定められた日に、教育委員会や保健所、母子保健課などが会議を行い、まずは情報共有をする。その中で、児童相談所は特にこのリスクが高い家庭について、警察に依頼し、警察と一緒に家庭訪問に行くというやり方と聞いている。

このような方法は、どこの警察でも頼めば対応していただけると思うため、ぜひ活用いただきたい。

○質問者

児童相談所にいた際、高校への進学が難しい、しかし就職先も無い、就職しても様々な問題から仕事を辞めてしまうといった子どもたちについて悩んできた。そのような子どもたちが進学を考えると、定時制高校や様々な機関があるが、児童相談所として安心してそこに通ってきなさいといえるところは多くない。義務教育期間が今の15歳からもっと年齢が上がれば、そのような子どもたちの選択肢が広がるのではないかと思う。その他、解決策として何かあればお伺いしたい。

○大宮氏

児童養護施設に入ってから、規則を守れず飛び出してしまう子どもは非常に多い。特に、小さい頃から児童養護施設で生活している子どもよりも、高校から施設に入った子どもは、学校のことではなく施設の生活が問題になり行方不明になることがある。それぞれのニーズに合わせて生活するという視点では、自立援助ホームのシステムがもっと増えるとよい。神奈川はまだ9つ、ほかの都道府県に至っては1つか2つというところも多い。

また、フランスは義務教育を何年間ではなく何回という形で設定している。例えば、留年すると来年は同じ学年だけれども教科書と授業料は有料ですという形である。そのような柔軟な対応があっても良いのではないか。イギリスでは、12歳までの子どもを持つ家庭には手当がすごくいい。そういった点で、日本の行政の対応は子どもに優しくないというのが、海外を見てきた個人的な感想である。

8. おわりに

○高塚氏（明星大学名誉教授、元全国青少年相談研究集会企画検討委員主査）

連携にはそれなりの努力が必要で、そう簡単なことではないと思っている。1つはシス

テムの問題、2つ目が意識改革の問題である。

日本は、システムを作るのは上手である。どこにでも様々な機関が連携するシステムが綿密に作られている。例えば、私は、虐待死の検証委員をしていたが、そこでは地域支援組織が作られていた。しかし、残念ながら、そこで取り上げるケースでも虐待死を招いているということが随分あった。

つまり、システムを作る以上に、そこに参加する人たちの意識をどう変えていくかが重要である。学校にスクールカウンセラーが導入されたときに何が起こったかという、養護教諭とスクールカウンセラーとの確執である。最近では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの確執がある。同じようなことをやっっているながら職名は違うため、お互いの連携がなかなかうまくいっていない。

なぜそういうことが起こるのか。一つは、日本の専門家は余りにも自分の専門性にこだわり過ぎることが挙げられる。連携組織に参加する人たちは、自分とは違う組織や機関はどのような専門性を持っているかということをよく熟知して参加すべきである。

この問題は日本の社会では非常に難しい。あの人たちがやっているのならば、それでいいや、任せておこうという、一種の事なかれ主義で終わってしまうことが多いが、それではいけない。それぞれの専門性、見方、考え方、経験を、お互いに認め合いながら議論し合う。これが本当の情報共有だと考えている。日本人はそのようなことが余り得意ではない。システムをつくるだけでなく、そのシステムに参加する人の研修をしっかりとやらなければいけない。そうして初めて連携に達することができる。

○元永氏

連携に関する研修、つながりの場。その一つが、まさにこの研究集会であったかと思う。それぞれの地域で連携していくメンバーは全く異なるため、そこで手探りの中でやっていくしかない。多くの日本人は、どうしてもうまくまとめよう、仲良くやろうという考えが働くが、違う意見があって、異なる視点があって、それらがこの子どもにとってプラスなのか、救うことになるのかというところが大事だと改めて思ったところである。

本研究集会が、日々の業務との向き合い方に新しい視点を得る機会となり、全国の悩んでいる人たちにとって少しでもプラスになることを願う。

参加者の声

◆基調講演

- ・ 学校、家庭、それ以外の居場所。その3つがバランスを持つことで、全てが成り立つという最後の言葉が有益だった。今何を支援するのか、連携するのか。今回の研修会の意義を深く感じた。
- ・ 地域連携をするうえで、所属する機関だけではなく、他機関の立場や役割を理解し、より良い支援をするにはどういう役割分担をすれば良いか考えることが重要であると感じた。
- ・ 住民票があれば全員対象となる学校と、本人が窓口に来ないと始まらない行政機関の中間立場に立つ組織が大切だと感じた。

◆分科会

- ・ 児童虐待の対応については、関係機関の連携が不可欠だと感じた。(第1分科会)
- ・ SNS等の新しい情報を織り交ぜながら、実践的な検討内容をもとに対応策を考えることができた。(第2分科会)
- ・ いじめ問題の対応について、未然防止や初期対応が大切だと分かった。子供を見ているようで、見えていないところがあるという視点は大切にしたい。(第3分科会)
- ・ 現場中心の内容であり、共感する場面が多く参考になった。(第4分科会)
- ・ 発達障害において、医療の視点や支援者の視点など、大変分かりやすく具体的な講義内容であった。(第5分科会)

◆シンポジウム

- ・ 連携の在り方について、事後対応だけでなく、事前対応(予防)の意識を持つことが大切だと感じた。相手方の機関のことを知り、頼ることも大切である。
- ・ 連携という言葉だけが一人歩きし、本当に連携できているのかと感ずることがある。組織での決め事も大切だが、人と人との信頼で成り立つものでもあると感じた。

◆全体を通して

- ・ 業務上迷った際に助言してもらえつながりを得ることができた。
- ・ 青少年問題の全体像が把握できた。そして、それぞれの課題と対応の難しさを知ることができた。
- ・ 他職種の方々の話を聞くことができ、様々な取組をされていること、同じ課題を抱えていることを知ることができた。
- ・ 家族の問題を個々のものとせず、社会的背景や医療の視点を踏まえて考える姿勢を自分の中に作っていくことが大切である。そのうえで、ネットワークを構築し、連携できるようにしていきたい。

「第34回全国青少年相談研究集会」参加者内訳

都道府県別(※1名不明)

1	北海道	7
2	青森県	5
3	岩手県	5
4	宮城県	3
5	秋田県	1
6	山形県	3
7	福島県	5
8	茨城県	15
9	栃木県	8
10	群馬県	6
11	埼玉県	9
12	千葉県	18
13	東京都	39
14	神奈川県	16
15	新潟県	3
16	富山県	2
17	石川県	1
18	福井県	4
19	山梨県	5
20	長野県	5
21	岐阜県	1
22	静岡県	16
23	愛知県	3
24	三重県	1
25	滋賀県	0
26	京都府	3
27	大阪府	8
28	兵庫県	4
29	奈良県	0
30	和歌山県	2
31	鳥取県	6
32	島根県	2
33	岡山県	9
34	広島県	3
35	山口県	2
36	徳島県	1
37	香川県	3
38	愛媛県	6
39	高知県	2
40	福岡県	2
41	佐賀県	0
42	長崎県	2
43	熊本県	2
44	大分県	1
45	宮崎県	2
46	鹿児島県	2
47	沖縄県	8
	計	251

所属別

青少年教育行政	42
青少年教育施設	28
学校教育行政	39
学校教員	13
首長部局	3
警察関係	41
法務関係	12
社会福祉関係	23
青少年団体	7
民間(NPO含む)	23
大学教員・研究者	2
その他	19
計	252

男女別

男	136
女	116
計	252

分科会希望

分科会名	午前	午後	合計
第1分科会【児童虐待】	51	28	79
第2分科会【インターネットをめぐる問題】	73	53	126
第3分科会【いじめ】	29	41	70
第4分科会【子供の貧困】	30	25	55
第5分科会【発達障害】	31	56	87
計	214	203	417

平成 29 年度 国立青少年教育振興機構 教育事業

「第 34 回全国青少年相談研究集会」報告書

「複雑化する青少年問題にどう向き合うか ～『連携』を問い直す～」

平成 30 年 3 月発行

編集発行

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

教育事業部事業課

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

TEL 03-6407-7683

H P <http://www.niye.go.jp/>
